

3 都市再生分野

第1次提案 p1 第2次提案 p7 第3次提案 p25 第4次提案 p29
 第2回認定 p38 第3回認定 p38

第1次提案

NO	都道府県	提案団体名	特区構想名称	特区想定地域	概要
1	埼玉県	埼玉県	「食と健康」研究開発・流通特区	圏央道鶴ヶ島インターチェンジ周辺約500ha(川越市、鶴ヶ島市、日高市地域内)通機能の集積を図る。	企業の農地取得等の規制緩和、市街化調整区域における施設立地可能な「沿道サービス区域」の範囲の拡大等の規制の特例により、産学官が連携した「食と健康」に関する研究開発機能と、食品関連企業による農地を活用した研究開発を可能とすることによる企業集積を図ると共に、圏央道インターチェンジ周辺という立地を活かした食に関する流通機能の集積を図る。
2	東京都	中央区	都心再生特区	中央区全域	銀座や築地などの商業地、繊維問屋や印刷・製本業などの地場産業、歴史や文化の蓄積、豊かな水辺環境など多様なポテンシャルを有しており、都心部での大店舗に対する駐車台数の確保規制の緩和や防音措置を講じた印刷工場の商業地域における建築制限の緩和などの規制の特例を導入し、集約駐車場制度の実施等による老朽化建築物更新の促進、印刷関連工業の工場集約・更新、水辺等のにぎわいの創出等により都心の魅力と活力を高める。
3	神奈川県	神奈川県	先導的エコ産業創出特区	京浜臨海部	当地区では、産業の空洞化が進む中、新たな産業としてエコ産業の集積が進んでいるが、「循環資源」の廃棄物の処理及び清掃に関する法律からの除外など、リサイクルに関する規制や、工業再配置促進法の移転促進地域からの除外などの規制の特例により、先進的な環境ビジネスの事業化や新しいビジネスモデルの創出を図る。
4		神奈川県	ゲノムバイオ産業起業促進特区	京浜臨海部	当地区では、ゲノム科学やバイオ技術の研究開発拠点が形成されつつあり、外国人研究者の在留要件の緩和、工業再配置促進法の移転促進地域からの除外などの規制の特例により、ライフサイエンス・バイオテクノロジーの研究開発・産業化を推進する。
5		川崎市	国際環境特区	川崎区	空洞化の進む川崎区臨海部の有効利用の観点から、既存企業の環境分野の進出、環境関連の研究施設・企業の誘致を推進するため、大学設置基準の緩和、工業専用地域・工場地域の土地利用規制の緩和、外国人研究者の在留要件の緩和等の規制の特例により、新たな雇用の創出、環境分野の国際貢献を実現し、地域経済の活性化に寄与する。
6		横浜市	京浜臨海部再生特区	横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部	空洞化の進む京浜臨海部において、工業再配置促進法の移転促進地域からの除外、研究交流促進法における国有施設使用料の軽減化要件、外国人研究者の在留要件などの規制の特例を導入し、低未利用地の活性化やゲノム科学の国際拠点の形成、産学交流ゾーンの形成などにより、国際競争力のある産業拠点として再生を図る。

7	大阪府	堺市	環境共生・創造特区	堺市臨海部	環境問題に対応した循環型社会の形成を図るため、堺市臨海部の低未利用地を活用しつつ、工場敷地における生産施設面積・緑地面積比率の緩和、公有水面埋立地の制限期間における用途変更手続きの簡素化など、工場誘致、廃棄物処理、港湾地域の土地利用等に関する規制の特例を導入し、環境創造型・環境共生型産業、研究機関の誘致、集積を図り、エコロジカルコンプレックスを創出する。
8	東京都	鹿島建設株式会社	IT関連産業集積・新事業創出特区	東京都千代田区 秋葉原駅周辺	秋葉原地区の持つ周辺電気街等の魅力を活用し、駅前地区に「秋葉原ITセンター(仮称)」機能(集客機能、情報ネットワーク機能、産学連携機能の3つの機能)を有する業務ビル再開発を実施するとともに、大学等の研究者の特許料等の減免、大学の学部設置等の許可制から届け出制への緩和等の規制の特例により、IT関連産業の集積を高めることで、秋葉原発の人材育成及び新産業創出に貢献する。
9	福島県	河東町	楽農健業IT信託特区	河東町	地方中核都市の郊外に立地する農村都市として、都市交流を絡めて、農業や教育などの分野での規制の特例を導入し、都市的土地利用と農業振興利用の融合した、健康と農業を地域ビジネスや地域ボランティアで振興する集落型コミュニティ都市を目指す。
10	栃木県	小山市	IT産業等集積拠点特区	小山市大字神鳥谷	北関東の交通の要衝にあり、KDDI小山通信ネットワークセンターの高速大容量通信回線の活用が可能な地域の特性を活かし、市街化調整区域内の施設整備の開発許可を市街化区域内並みの技術基準で審査する特例を導入することにより、IT時代の地域活性化拠点として、また、市民や企業等の広域交流拠点として整備する。
11	東京都	三鷹市	まちづくり・環境共生特区	三鷹市	環境に配慮した循環型社会の形成と個性豊かなまちづくりを進めるため、市民農園の開設主体の拡大、バス運行ルート等の届け出制への緩和等種々の規制の特例を導入することにより、地域特性をふまえた市民生活の向上を目指す。
12	山梨県	都留市	サステナブル(持続可能な)コミュニティ推進特区	都留市	市立都留文科大学を中心とした学園のまちとして発展してきた都留市において、学生数の減少や地域の企業の移転等による活力低下に対応するため、NPO法人の認可要件(総収入に対する寄付金の割合など)の緩和、マイクロ水力発電における電気事業の自由化、NPO法人による市民農園の開設の可能化などの規制の特例を導入し、NPO法人を活用したコミュニティビジネスの起業化等により、持続可能なコミュニティ形成を推進する。
13	鳥取県	鳥取県	県境を越えた中山間地域特区	鳥取県日南町、日野町、江府町、西伯町島根県横田町、広瀬町、伯太町、岡山県新見市、大佐町、神郷町、哲多町、哲西町、新庄町、広島県東城町、西城町、比和町	日南町の生活圏は県境を越えて広がっており、県境を越えたエリアを特区として、都道府県単位ではない許認可等の申請を可能とするとともに、乗合自動車運送事業の許可要件(保有台数制限)の緩和、福祉目的の公用車の有償貸付の可能化、公共敷設の光ファイバーの民間への貸与などの規制の特例を導入し、圏域の相互交流による一体的な発展を図る。

14	北海道	滝川市	環境・共生型田園特区	滝川市	石狩川と空知川の合流地点に位置し、優れた自然環境を有する滝川市の特性を活かしつつ、産業廃棄物と一般廃棄物の区分の撤廃、小口売電の自由化、農地取得の下限面積要件の緩和など、農地取得、廃棄物処理等に関する規制の特例を導入し、現在進めている小児難病患者向けのキャンプ場の設置、優良田園住宅の整備、リサイクルの推進とバイオガスの有効利用など、現在展開している事業をより効率的に推進する。
15		三笠市	産炭地過疎特区	三笠市	三笠市においては炭鉱閉山に伴い、国庫補助により整備した公共施設が多く遊休化しているため、補助目的以外への使用や民間への委譲を進めるための特例を導入し、民間活力を活用した地域経済の活性化を図る。
16		門別町	競馬開催特区	門別町、新冠町、静内町、三石町、浦河町	当地域は全国の80%以上の競走馬を産出している地域であり、安定した軽種馬生産を維持・発展するには、生産した馬の競走と活躍の場を自らが確保する必要があり、地域振興を目的とした開催の施行権付与の特例を導入し、現開催権者との共同開催等を行う。
17		南幌町	企業立地促進特区	南幌町	土地開発公社が造成した工業団地において、近年の企業ニーズに合わせて、リース制度を可能とする規制の特例により、企業誘致を促進する。
18		鹿追町	自然ふれあい体験特区	大雪山国立公園内の国有林の一部	鹿追町が推進する「トムソーヤの冒険の村」構想の具現化を図るため、大雪山国立公園内において、散策路、キャンプ場等を容易に整備できるようにするための自然公園法上の規制の特例を導入する。
19		平取町	アイヌ文化振興クラスター特区	平取町	平成9年に制定された「アイヌの文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に関連して検討されている「アイヌ民族の伝統的生活空間＝イオル」構想を推進する観点から、伝統文化を今日的な意味で継承・再生させていくため、鮭鱒の伝統漁法による採取可能化、企業組合に対する伝統的工芸品産業の指定の可能化など、規制の特例を導入し、伝統工芸、伝統漁法の継承等を行う諸事業を推進する。
20	福島県	福島市	福島市温泉ユートピア特区	福島市飯坂温泉、土湯温泉、高湯温泉	飯坂温泉等の豊富な温泉資源に恵まれた福島市において、行楽の多様化に伴う観光客の減少等の課題に対応するため、温泉治療への保険適用を行う特例を導入し、健康医療・福祉滞在型の温泉地への転換を図る。
21		喜多方市	日本酒製造特区	喜多方市	日本酒の蔵元が多く集積し、酒造にかかせない良質な米と水が豊富にある喜多方市の特性を活かし、酒税免許を届出制とする特例を導入することにより、日本酒製造への新規参入を促進し、産業の活性化を図るとともに、ラーメン、蔵につづく第3の観光資源としての活用を図る。
22	福島県	会津本郷町	向羽黒山城跡	岩崎山、羽黒山、観音山	会津本郷町の東に位置する白鳳三山には東北有数の山城跡があるが、保安林や自然公園にかかる規制がその発掘、復元を妨げているため、発掘・復元を行う場合の文化庁長官許可の簡素化などの規制の特例を導入し、山城跡の復元整備を進めることにより、観光振興、地域経済の活性化を図る。

23	東京都	荒川区	観光・国際交流特区	日暮里駅周辺地区	平成 22 年の成田新高速鉄道の開業等に伴い首都東京の重要な広域交通結節点に変貌する日暮里駅周辺地区において、駅総合改善事業、駅前再開発事業とあいまって、立体都市計画制度を活用した土地の高度化、外国人向けカジノの誘致のための規制緩和などの規制の特例を導入し、東京観光・国際交流の拠点を構築し、地区の活性化・発展を促す。
24	神奈川県	横浜市	交流特区	都市臨海部及び新横浜都心	ビジネス・観光目的の人々が集う街として発展してきたという地域特性を活かし、外国人の在留要件の緩和、大学等の設置及び学部・学科等の設置基準の緩和、歴史的建造物の建築基準法の適用除外などの規制の特例を導入し、文化、学術等の交流をさまざまなレベルで促進すると共に、文化関連産業、コンベンション関連産業、情報関連産業の集積を図り、横浜ならではの都心部形成を進める。
25	新潟県	大和町	地域間交流型経済特区	県営只見レクリエーション都市公園内（現在整備中）	冬期は半年程度雪に覆われる地域の公園において、通年利用できる「日帰り温泉施設」を設置できるようにする規制の特例を導入し、地域住民の健康増進を図るとともに、広域的な地域間の交流を促進する。
26	石川県	石川県	温泉周辺観光・環境特区	加賀市内	水際・水面利用に関する河川法や自然公園法の規制緩和や療養施設の病床数制限の緩和などにより、温泉周辺の河川や潟などの水辺の自然環境を活かしつつ、温泉と一体となった総合保養ゾーンの創出を図る。
27		加賀市	加賀温泉観光経済特区(カジノ特区)	加賀市内	施設跡地を活用してカジノを設営するため、規制の特例を導入し、国際観光の振興を図る。
29	北海道	早来町	温泉資源活用特区	早来町	昔から親しまれてきた温泉施設が老朽化、狭隘化して利用者の強い改築要望があるが、市街化調整区域内における開発許可の規制の特例により、改築に併せて公共浴場施設、宿泊施設等を一体的に整備し、町民サービス向上、観光振興、雇用創出による活性化を図る。
30	福島県	須賀川市	しあわせ定住特区	須賀川市（中心市街地活性化区域等）	中心市街地や既存集落における人口減少に対応するため、土地区画整理事業の導入を容易にするための面積要件の緩和、市街化調整区域における住宅の開発許可の容易化などの規制の特例を導入し、各地域への定住促進を図る。
31	茨城県	つくば市	開発促進特区	つくば市内のつくばエクスプレス沿線開発地区	平成 17 年度に開通が予定されているつくばエクスプレスの沿線開発地区において、大量に供給される住宅地を暫定的に活用して商業系の利用を行い、まちの早期熟成を図るため、期間限定の用途規制の特例を導入する。
32	群馬県	群馬県	商業・ビジネス施設集積特区	前橋・高崎地域の各市の中心市街地活性化基本計画の対象区域内	中心市街地の空洞化が改善されていない高崎市、前橋市において、大規模小売店舗の出店等に際して、新設・変更後の 8 ヶ月の新設・変更の禁止の廃止などの規制の特例を導入し、中心市街地の活性化を図る。

33	埼玉県	埼玉県	環境優先型土地利用特区	都市機能と自然環境との調和した良好な開発整備が望まれる地域	今後の街づくりにおいて、環境に配慮した県土の整備創出を図るため、土地の区域区分の変更を伴う開発整備のうち県や市の総合計画で位置付けられている事業で、環境配慮等一定の条件を満たすものについては、県に土地利用にかかる権限が委譲されるような規制の特例を導入する。
34		新座市	良好なまちづくり特区	新座市内の市街化区域に隣接する市街化調整区域	市内の市街化調整区域の目的外の乱開発を防止するため、市街化区域に隣接する調整区域について、一定面積の開発について市街化区域に編入できるよう、県の定める市街化区域への編入要件を緩和する。
35		狭山市	産業集積特区（仮称）	狭山市	製造品出荷額等で県内トップのシェアを誇る狭山市において、既存の工業集積を活かしつつ、工業団地周辺や圏央道インターチェンジ・幹線道路周辺への工場、研究開発施設、流通施設等の立地の促進を図るため、開発許可基準の緩和や農用地区域からの除外などの規制の特例を導入する。
36	千葉県	市川市	塩浜自然環境特区	市川市塩浜2丁目、3丁目	良好な自然環境に恵まれているJR市川塩浜駅周辺において、環境に配慮した市街地開発事業を行うに際して、地方税の減免を行い、企業の進出意欲を促す。
37		市川市	いちかわITビジネスモデル地区	市川市	行政サービスのIT化、地域コミュニティビジネス等の促進、首都圏におけるIT人材研修センターの誘致を行う。
38		沼南町	商業流通業務型産業立地特区	沼南中央地区	当地区は中心市街地として整備すべき重要な地区であり、商業業務系の開発拠点として、市街化調整区域における開発許可の基準緩和などの規制の特例によって早急な事業化を図る。
39		沼南町	R-16沿道商業特区	沼南町国道16号線沿道奥行100mの区域	当該地域は商業施設立地の好位置にあるが、市街化調整区域であり、都市計画法上の面積要件の基準に達していないため、整備が進まない状況である。このため、特区として面積要件を緩和し、地域が期待している事業の具体化を図る。
40	東京都	千代田区	都心再生開発特区	大手町・丸の内・有楽町地区、秋葉原地区、飯田橋地区等	都心区では都市の魅力を高め、国際的都市間競争に勝ち抜いていける都市の再生を進めているが、都市再生特別地区の設定とあわせて、財源確保のための開発特区税を創設し、都市再生の機動的な実現を図る。
41		杉並区	京王井の頭線久我山駅南口広場整備	杉並区久我山駅南地区	神田川により分断されている駅前区域において、河川の工作物設置基準等の規制の特例により、神田川の上部空間を利用して駅前広場を構築し、連続した空間利用ができるようにする。
42		港区	港湾再生特区	港区海岸2丁目の一部	現在臨港地区に指定されている港区海岸2丁目地区において、港湾機能を維持しつつ、商業・業務・都市型住宅地区として再生させるため、新たに住宅等の建設が可能な港湾再生特区を設ける等の規制の特例を導入することによって、整備目標の早期実現を図る。

43	東京都	三鷹市	産業振興・創業支援特区	三鷹市	「住工共生」のまちづくりを目指して、住居系用途地域内における製造業事業所の建替え、商工会と商店街振興組合の併設等に関する規制の特例を導入することにより、活力ある地域社会の形成を図る。
44	神奈川県	山北町	水源地域環境共生複合特区	山北町	丹沢大仙国定公園等の豊かな森林と清流を持つが、過疎化が進行する中で、水源地域における自然環境の保全と限られた土地の有効活用に向け、農地転用許可、開発許可、保安林指定解除など各種の施設立地規制を総合的な調整のもとで緩和する規制の特例を導入することにより、環境と共生した新たな産業の集積等を図り、水源地域の個性ある町づくりを目指す。
45	石川県	石川県	金沢都心軸先端産業型業務特区	都心軸（金沢港～金沢市～武蔵ヶ辻～香林坊・片町）	金沢副都心地区は、区画整理事業により基盤整備が進められているが、土地の高度利用のために容積率制限を緩和するなどの土地利用規制の特例を設けることにより、居住環境や先端産業・商業業務機能の再構築を促進する。
46		金沢市	伝統的まちなみ再生特区	まちなか区域及び伝統環境保存区域	日本でも数少ない藩政期から残るまちなみを有する金沢城周辺の地区の特性を活かして、市が独自に行っている「まちなか定住促進事業」「伝統的景観保全事業」の実施とあいまって、伝統的建造物の保存のための建築制限の緩和などの規制の特例を導入し、歴史的文化を生かした個性あるまちづくりを推進する。
47	長野県	松本市	うるおいインダストリー特区	松本臨空工業団地及び新松本臨空産業団地	工業専用地域の土地利用規制の特例により、工業用地の有効活用ならびに企業の従業員の利便性の向上を図り、企業誘致を促進して地域経済を活性化する。
48	岐阜県	岐阜県	ハイウェイ・フロント特区	関市（東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点付近）	岐阜県関市は、東海北陸自動車道、東海環状自動車道の結節点にあり、中部国際空港や名古屋港等の国際物流との連携を視野に入れた広域物流拠点としての役割が期待されていることから、補助、金融、税制優遇等の支援とあいまって、土地開発公社の物流事業用地について賃貸ができるよう規制の特例を導入し、物流拠点としての整備を促進する。
49		柳津町	岐阜流通業務市街地地域	岐阜流通業務団地及びその周辺	既設流通団地内での宅地の遊休化が進むなか、流通業務市街地の活性化に資するため、流通市街地の整備に関する法律の一部解除及び運用により、現行では限定されている誘致可能な業種の枠が取り除かれ、企業立地が促進される。
50	静岡県	豊田町	農村地域経済再生特区	豊田町高見丘地区	高速道路のパーキングエリアとの連結施設の整備が可能となったことから、集団農地の市街化区域編入を可能とする特例により、連結施設を人、物、情報が集まる交通結節点として周辺開発を行い、雇用の創出や地場産業の育成等の場として活用し、地域経済の活性化を図る。
51	愛知県	名古屋市	東海地震耐震対策促進特区	名古屋市	旧基準の建物の建替え・耐震改修については、ごく一部分の増築に限った範囲しか認めていないものを、特区として、増床増築によっても耐震改修が認められる規制の特例を導入する。

52	愛知県	稲沢市	産業立地特区	大都市近郊の市街化調整区域	大都市近郊の市街化調整区域（農業振興地域）において、既存の都市基盤（高速道路のインターチェンジ等）を有効活用するため、農地法・農振法（除外面積）都市計画法（業種、敷地面積、立地距離等）工場立地法などの規制の特例により、産業立地を可能とし経済活性化を図る。
53	滋賀県	米原町	物流・環境共生特区(イングラウンドポート・グリーン特区)	米原貨物ターミナル及び米原ジャンクションを核とした米原町の圏域	鉄道、道路等の交通の結節点にあたる地域の特性を活かし、米原貨物ターミナル駅周辺における交通結節点事業の展開とあわせて、農地法、都市計画法などの取扱い権限の市町村への委譲により、農用地地域における未開発地域において、物流産業、リサイクル産業等の新産業の集積を促し、地域における雇用の創出等を図る。
54	大阪府	大阪市	新産業創造(知的ビジネス創成・集客)特区	大阪市内の都市再生緊急整備地域	大学の学部・学科の新増設に係る許可制の届出制化など大学運営に係る規制の特例を導入し、大学機能の都心への呼び戻し等による知的創造活動の活性化、研究成果を活かした新ビジネスの創出や関連企業の立地促進等による商品開発機能の向上を図るとともに、空きオフィスの住宅転用における採光規定の緩和、航空法に基づく建築物の高さ制限の緩和などに関する規制の特例を導入することにより、商業施設等集客施設の立地や都心居住の促進等による賑わいの創出などを進め、人・もの・情報が活発に交流するまちづくりを行う。
55	愛媛県	今治市	西瀬戸交流特区	今治新都心第1区、第2区	今治市の西部丘陵地で進められている新都市開発地区において、企業の設立を容易に行えるよう最低資本金の引き下げ、大学の設置基準などの規制の特例を導入し、街の早期熟成を図る。
56		東予市	住宅・産業創生特区	東予市河原津地区	東予市河原津干拓地は風波による塩害等のため農業利用が進まず、遊休地化しているため、農地転用、開発許可に関する規制の特例を導入することにより、有効利用を図る。

第2次提案

1	北海道	函館市	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	函館市特別史跡五稜郭跡指定地域内	特別史跡五稜郭跡は、北海道唯一の特別史跡であり、この貴重な文化遺産の特性を生かし、文化財保護法の規制緩和により、NPO法人による野外劇など、史跡を活用した文化活動の効率的な利用促進を図るとともに、建築基準法の規制緩和により、箱館奉行所庁舎の、当時の木造建築工法による復元整備事業の推進が、一層図られることになる。
2		北海道登別市	地場産品創造特区	北海道登別市	開発行為における知事許可不要建築物等の拡大の特例を導入することにより、地場産品の直売所、地場産品を活用したレストラン等の施設整備が推進され、農水産業経営の安定化及び農水産業と当市の基幹産業である観光が有機的に結び付き、地域経済の活性化が図られる。

3	北海道	北海道余市町	観光・産業・交流特区	余市町の一部	小樽・ニセコ国定公園に指定され、海の幸、山の幸に恵まれ農業、漁業、水産加工業を機軸とし各種観光産業や商工業を展開しているが、今後の町づくりを推進するためには付加価値の高い観光サービスの提供を進める必要があり、現状、観光目的に応じたアクセス手段が欠けている面からも観光資源ネットワークを促進し、地域経済の活性化を図る。
4		小平町	道事業受委託可能範囲拡大特区"	地方自治体直営で道事業を実施する市町村"	冬期間の安定的な雇用を確保するためには、道事業の受委託の範囲を拡大する法改正が必要不可欠であり、民間企業の活力を最大限に活用することにより地域経済の活性化を実現する。"
5		上士幌町	国立公園エコミュージアム特区	上士幌町内の国立公園及び周辺部	・町が策定したひがし大雪エコミュージアム構想に基づき、本町の大雪山国立公園及びその周辺で展開される事業として、既存や新たな地域資源や地域の歴史と連携させた地域区分に対し、各々の地域が持つ個性をネットワーク化し、糠平温泉街を中心としたエコミュージアムセンターを核として「自然を知り、体験し、保全する」仕組みにふれる、地域博物館として位置づけを行う。このことにより新たな個性ある町づくりと地域の活性化を進めることができる。
6		上士幌町	環境共生循環型特区	上士幌町内の国立公園内及び国有林内	国立公園内でかつ国有林面積が当該地方自治体面積の2分の1以上の要件において、国有林野内における管理事業などを地元地方公共団体が優先して管理できる仕組みづくりを確立する。また国は当該事業を通して木材などの販売事業より生じた販売額の消費税に係る収入については、地方公共団体のみどり資源環境保全事業に限定し、当該地方公共団体が財源として活用することができる。このことにより中山間地における地域活性を推進する。
7	青森県	三沢市	三沢にぎわい創造特区	三沢市	「基地の街・三沢市」の地域特性を活かし、現在進めている中心市街地活性化事業(通称・アメリカ村構想)において特定免税店の立地により更なる活性化を図るとともに、広大な移転跡地の有効活用を図ることで、計画的な地域開発を実現する。
8	岩手県	宮古市	国立公園内特別地域における行為等の規制緩和	市の一部区域	素晴らしい景観を堪能するだけという浄土ヶ浜地区の活用の現状から脱却し、臨時的な催事会場としての活用や夜間照明など新たな魅力づけを行い公園利用者や観光客の興味を喚起することによって、その誘致を促進し地域経済全体の活性化を図る。
9		釜石市	完成自動車物流効率化特区	完成自動車陸揚げ・積出しに係るキャリアカー運行経路(岩手県内)	本地域では、海陸複合一貫輸送システム基盤が着々と整備されており、今後、釜石港における完成自動車の陸揚げ・積出し台数の増加などが予想される。現在、特殊車両(キャリアカー)の高さ制限が3.8mと規制されており、実際に7台積めるところを6台で対応するなど輸送の無駄が生じている。このため、交通安全面にも配慮した上で高さ制限を4.1mに緩和し、公共的性格を有する完成自動車輸送の効率化を図る。

10	宮城県	宮城県	次世代新産業集積特区	大和町、大衡村	現在、東北大学を中心に、今後の我が国の基幹産業を目指した次世代半導体関連などの新産業の研究開発プロジェクトが進んでいる。これら地域の知的財産を活かし、仙台中核都市建設事業の実施とあわせて、地域振興整備公団の保有地の賃貸、国立大学教員等の民間企業との時間内兼業の容認（研究成果活用企業）などの規制の特例を導入することにより、世界に打ち勝つ量産工場や研究所の拠点形成（完全省エネ型産業コンプレックス）を図り、競争力のある企業を創出する。
11		鶯沢町	環境調和型地域産業振興特区	鶯沢町	鉱山の町として長年蓄積された鉱山技術と無害化施設等の関連基盤を活用した環境リサイクル事業に取り組んでいるが、国庫補助施設の目的外使用に関する規制の緩和等の特例の措置により、鉱山技術を活用した環境・リサイクル技術研究所の誘致を図り、その研究成果を活かした既存事業の拡大と新規事業の創出を促進し、循環型社会の構築のための健全な環境産業の育成と集積を促進するとともに、地域経済の活性化を目指す。
12		矢本町	騒音区域内の宅地開発特区	矢本町	生活圏の拡大により、自立する町づくりに資する仙台圏や石巻広域圏の定住希望者の需要に応えるため、「騒音」理由による開発規制を緩和した住宅地の供給を図る。もって基地の所在と調和した経済性や利便性等ニーズに応じた多様な市街化の均衡ある形成と町内の経済活性化を図る。
13	山形県	酒田市	観光農園設置推進特区	市町村の全部	農業の盛んな都市地域であるといった地域の特性を活かし、観光農園設置推進事業の実施とあわせて、都市計画法、農振法の農業用施設の該当施設に観光農園施設の特例を導入することにより、域内都市住民の観光・余暇活動を充足する施設の充実、農業・農村の活性化を推進する。
14		酒田市	冬の観光振興のためのマイクロバス運行特区	市町村の全部	本市への観光宿泊客の増加を目的とした「オプションのミニツアー」を企画しております。白鳥の飛来地日本一の最上川スワンパークから、早朝（6：30～7：00）に飛び立つ白鳥の姿は、酒田市民にとっては当たり前ですが、都会や他の地域では見られない、冬の酒田の観光の切り札とも言えるものと思います。大型の白鳥が連なり飛び立つ光景、朝靄の中での数千羽の白鳥などを、観察または餌付けする早朝ミニツアーを想定しています。方法としては、酒田市内のホテル振興協議会の会員ホテルを、ホテル所有のマイクロバスが巡回し、最上川スワンパークに行き、観察し、帰りも各ホテルを回り下車していただくもの。運行するホテルは持ち回りとし、ツアー参加者からは、人件費及びガソリン代程度の費用（金額未定）負担をお願いしようと考えております。
15		天童市	田園集落再生特区	市街化調整区域の既存集落	市街化調整区域内の既存集落における現行の開発制度の許可対象は、地域内居住者の分家住宅等に制限されている。しかし、このままでは人口の減少に歯止めがかからず、また、少子高齢社会が進行するため地域コミュニティや小学校の維持が危惧される。既存集落内へ居住しようとする者の専用住宅建設の許可を緩和することにより、地域特性に応じたUJターン希望者の受け皿ともなり、地域活性化に資することができる。
16	福島県	二本松市	蔵を生かしたまちづくり特区	中心市街地活性化基本計画区域内	中心市街地の空洞化が進行する中、地域に残る昔ながらの蔵を店舗等に改装し利活用することによりまちの活性化を図る。

17	群馬県	群馬県	土地開発公社保有地活用特区	県内のうち、市町村土地開発公社が、平成13年度末で保有土地を有する市町村の区域	土地開発公社の保有地で、再取得の目途が立っていない土地の民間売却における制限を緩和し、また、定期借地権の設定等を可能にすることで、企業等の誘致、雇用者の増加、定住人口の増加、市町村財政の健全化を通じた経済活性化を図る。
18	群馬県	前橋市	特定公共賃貸住宅活用促進特区	前橋市	世帯所得の低迷により中堅所得者向けの需要が見込めず空き家の解消が期待されない特公賃について、事業実施主体による新たな入居者資格の検討を可能としたり、また、公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅へ用途転用する際に求められる整備基準の緩和などの規制の特例を導入することにより、空家住宅の活用を図りながら、中心市街地活性化や高齢者の居住の安定を図るなど多様化する地域の住宅需要に対応し、地域の活性化を推進する。
19		前橋市	都市計画決定手続き特例特区	全国	市街化区域への編入時において、区域区分の変更に伴う関係行政機関との協議に係る事務手続きの期間を短縮することにより、編入後の建築行為や公的整備の着手等を早め、ひいては、地域経済活性化を促進させる。
20	埼玉県	熊谷市	中心市街地活性化特区	熊谷市中心市街地地区	中心市街地のTMO事業に限り、事業認定要件から小売、サービスの区別をなくす。
21		川口市	商業振興特区	川口市	中心市街地等において空き店舗が増加し空洞化が懸念されるなか、商店街振興組合の設立要件を緩和することで、少数の意欲ある商店街で法人化が進み地域での環境の整備改善が図られる。
22		川口市	行政財産の使用許可基準の緩和の特例	既成市街地内	道路拡幅のために買収した行政財産(補助金を使用したもの)を、補助事業者の長の承認で、工事が本格的に行なわれるまでの間有効的な利用ができるようにする。
23		川口市	土地区画整理事業推進特区	川口市の土地区画整理事業区域内	土地区画整理事業地内における、確認できない従前地の分合筆の特例措置について。公図上で分合筆登記が認められれば、土地区画整理による諸問題が解決され事業の効率化と円滑な土地取引が可能となり、経済の活性化を促進する。
24		春日部市	安全で親しまれる都市公園管理運営特区	埼玉県春日部市	多くの住民に親しまれている公園を利用し、地元企業・商店等の広告物を公園に掲示させることを許可し、地元企業・地場産業・地域商店街等の活性化を促進するとともに、その占用料を徴収することにより公園施設の整備を図る。
25		鴻巣市	花のまちこうのす花の文化・産業経済特区	箕田地区(市町村の一部)	土地利用の規制緩和(農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法)により、フラワーセンターを中心に、クラインガルデンを核としたフラワーパークゾーンの設定や花関連産業の集積により、地場産業の一層の振興を図る。また、消費者と直結した産地を育成し、消費者参加型農業を確立するとともに、民間資本等を積極的に導入し、農業産業構造の転換を図る。
26		上尾市	居室の採光特区	全国	照明設備の技術の発達により居室の採光については法で制限する必要がなくなった。建築物における採光の必要性は、建築主が判断すれば良いとの考え方に立つということで、建築計画の自主性や自由度が向上する。

27	埼玉県	上尾市	既存不適格建築物の更新特区1(区画整理事業地内)	上尾市	区画整理事業において、個人経営の工務店などが既存不適格建築物になっていて、換地先が従前地以外の所へ移転しなければならない場合、建築が不可能となり、事業を辞めるか、よそに移転せざるを得ない状況となる。地価の下落等により土地区画整理完了後、土地の資産価値の上昇は望めない状況の中で、区画整理事業の障害となっている既存不適格建築物の更新ができれば、停滞している区画整理事業の推進が容易になる。
28		上尾市	既存不適格建築物の更新特区2(日影による中高層の建築物の高さの許可の緩和)	全国	既存不適格建築物の増改築について、明らかに居住環境を害するおそれがないと認めるものを許可する場合は、建築審査会の同意を不要とする。
29		上尾市	既存不適格建築物の更新特区3(第1種・第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの許可の緩和)	全国	既存不適格建築物の増改築について、増改築する部分が高さの限度を超えない場合については、許可不要とする法改正を行う。
30		上尾市	既存不適格建築物の更新特区4(容積率・斜線制限の緩和)	全国	
31		草加市	安心・安全改革特区(違法停車及び違法駐車確認事項の草加市への移管)		違法停車及び違法駐車の取締まりを市町村が行うことで渋滞を解消し、円滑な交通を確保し、地域商業・商店街の活性化や市民の安全性・利便性の向上と地域経済の活性化を図る。
32		蕨市	コミュニティバス特区	コミュニティバス実施市町村	コミュニティ活動が活発な当市において、誰にも優しいコミュニティバスの運行は高齢者等の外出機会を促し、コミュニティ活動の活発化に寄与している。運賃設定の認可制から届出制への特例の導入によって、バス利用の利便性の確保向上策を迅速に実施でき、利用者の増加、経済活性化が想定され、またコミュニティ活動の促進を図ることができる。
33		朝霞市	キャンプ朝霞返還国有地暫定有効活用特区	市内キャンプ朝霞返還国有地	現在、未利用のキャンプ朝霞返還国有地が市内に約22haあるといった地域特性を活かし、正規の払下げまでの間、市民に開放するための自然林緑地や市民憩いの広場等を整備することとあいまって、国有財産特別措置法に基づく国の普通財産を暫定利用する際の用途及び期間等の規制の特例を導入することにより、市民相互の交流と地元商業の活性化を実現する。
34	埼玉県	新座市	首都圏近郊緑地まちづくり特区	新座市内全域	県内で唯一の近郊緑地特別保全地区及びその周辺の緑地等を保全するため、みどりのまちづくり基金を活用して緑地の買取りに努めてきたが、東京都に隣接する住宅都市であることから、宅地開発等により貴重な緑地が失われつつある。そこで、地方財政法第4条の5の適用除外地区として指定を受けて、開発事業者から開発協力金を徴収し、これを原資として緑地等の買取りを行い、みどり豊かで良好な住宅地形成による経済の活性化を図る。

35		新座市	首都近郊都市活性化特区	新座市内全域	東京都との境界に位置する特異な本市において、良好な街並み形成を図るためには県内はもとより東京都とも均衡がとれた土地利用規制が必要である。また、深刻な経済不況の中、地域の活性化を図るため社会経済等の変化への柔軟かつ速やかな対応も必要である。これらの課題を解決するため、都市計画の原案作成者であり地域の実情を最もよく知り機動的な対応が可能である本市に用途地域の都市計画決定権限を付与していただきたい。
36		八潮市	リサイクル推進特区	埼玉県八潮市	若い市民が多く、転入転出が活発という点、また、市内に多くの事業所が存在し、多種多様な製品が製造されているという点が特性である本市において、中古品の処分や在庫品の処分が可能となる流通ルートを確立し、自由な商取引を推進することにより、産業の振興、経済の活性化を図ることが可能となる。
37		菖蒲町	複合用途地域指定特区	町内の都市計画法に基づく工業系地域	本町では、国道122号バイパス、首都圏中央連絡自動車道及び同ICの建設事業が進められ、交通の利便性が更に向上する。そこで、既に立地する民間事業者の業態変化や事業の多角化に迅速に対応でき、また、新規の民間事業者の誘致を促進させ町内産業の活性化を推進するため、1の地域に商業系及び工業系の重複する用途を指定し民間事業者の投資意欲を向上させる。
38	千葉県	千葉市	中心市街地活性化特区	「千葉市中心市街地活性化基本計画」に定められた区域(約150ha)	大規模小売店の撤退や商店街の衰退等により空洞化の進む本市の中心市街地の活性化を図るとともに、各種業務機能の集積を促進することにより、政令指定都市千葉の都心にふさわしい、賑わいと魅力の復活を図る。
39		館山市	原動機付自転車等ナンバー地域イメージ表示特区	館山市	観光・レクリエーション地域という特性を活かし、原動機付自転車等の標識について、創意工夫が可能とし、地域のPR及びイメージアップを図る。
40		館山市	海辺活用特区	館山市	地元民間資本による海岸保全区域内等への集客施設の建設とそれに合せた背後での面的に魅力のあるまちづくり
41		東金市	交通安全特区	東金市全域	交通事故が多発している状況を、東金警察署との連携による交通安全対策の実施により、地域にあった迅速な対応で、交通事故の減少を目指す。
42		東金市	まちづくり推進特区	今後まちづくりに取り組むことが決定した地区	経済情勢の悪化に伴いまちづくりの基本方針を定めた地区に、都市計画法の開発許可の基準の緩和、土地区画整理法の技術基準の緩和、及び建物用途規制の緩和をすることで、魅力的で特色ある自由な発想のまちづくりを具現化することができる。そうすることにより、魅力的で特色あるまちが創造され定住人口の増加や経済活動が活性化する。
43		君津市	君津インターチェンジ周辺産業活性化特区	館山自動車道君津インターチェンジ周辺地域	高速道路インターチェンジ周辺という立地特性を生かし、商業機能や地場産業と融合した新たな産業機能を導入するため、市街化調整区域内優良農地の開発規制の特例を導入することにより、当該地域の都市的開発を進める。

44	東京都	千代田区	立体道路整備特区		既成市街地で敷地が細分化されている地区 機能更新期を迎えているが共同化等が進まない地区 高容積率が指定されているが細街路が多く土地の有効利用が困難な地区 スーパーブロック化に伴い歩行者と車の分別による安全確保が求められている地区における再開発事業等で、これまで自動車専用道路等にも適用されていた立体道路制度を、一般道路にも適用するようにし、市街地の適正な更新や経済活性化等を図る。
45		千代田区	都市再生開発特区		交通結節点等における大規模建築物の更新に伴い、インフラ整備が必要となるエリアを都市再生特別地区に指定し、自由度の高い都市計画と共に地域の更なる活性化と国際的都市間競争に打ち勝つ魅力ある都心地域を以下の手法で目指す。 目的税（都市計画税）を一定期間減免し、その相当額をこれまでの補助金制度では対象とならなかった自由度のある公共施設等の維持管理に充当し、民間の創意工夫を活用した持続可能なまちづくりを目指す TMO、BID など地域に根付いた民間組織の主体により、まちづくりと地域経営が一体となった仕組みを創造する。□文化・福祉・教育などに係る広義のインフラを含む総合的な基盤整備によるまちづくりを進める。
46		東京都中央区	商業振興特区	中央区全域（面積 10.1 平方キロメートル）	区内全域が高度な土地利用や都市機能が集積している商業地といった地域の特殊性を活かし、商業地の機能更新とあいまって、商店街の組織化、中心市街地の指定の規制の特例を導入することにより、商店街の主体的活動の促進、市街地の整備改善及び商業等の活性化推進による都市機能の増進、地域経済の活性化及び都心の再生を推進する。
47		板橋区	環境改善対策特区	大和町交差点周辺	大和町交差点の周囲 10 平方キロに交通量測定センサー及び二酸化窒素、SPM の関知センサーを取り付け、時速 40 km になるように信号の調整をし、電光掲示板でも迂回に協力などの表示をする。
48		板橋区	駅前整備特区	東京都板橋区徳丸	東武練馬駅は、都内より放射状に広がる東武東上線に位置し、同様に放射状に広がる都営三田線に位置する西台駅、高島平駅に連絡するバスターミナルのある地域交通拠点である。東武練馬駅には駅前広場がなく、北口改札口から約 100m 離れるバスターミナルまでの間に位置する「徳丸通り」（特別区道 2157 号幅員 8m）は歩車道分離がされておらず、人と車が輻湊し、道路交通上支障をきたしている。大学に通学する学生なども多く、近年は駅周辺の工場跡地に複数映画館を有する商業施設及び都心近郊型マンションの立地・進出により、道路交通問題は深刻となっている。駅周辺の道路交通問題を解決するため、「徳丸通り」に交差する補助 238 号線（特別区道 2140 号幅員 11m）に面して駅前広場整備することが喫緊の課題である。街路事業にかかる国庫補助採択基準については道路改築 2 種は、事業費が 10 億円未満の事業を対象としており、現在事業費（整備面積約 4,140 m ² 含むデッキ約 1,140 m ² ）は、概算 37 億円であり国庫補助の対象に該当しない。事業化にあたっては、特定財源が不可欠であり、検討を求めるものである。

49	東京都	八王子市	生き生き業務核賑わい特区	業務核都市基本構想における業務施設集積地区	業務核都市として指定された地域特性を活かし、業務のみならず、商業・医療機能等の集積を図るため、対象施設の範囲拡大や民間事業者への資金援助及び税優遇措置などの規制の特例を導入する。これにより、中核的施設整備が更に促進され、民間資本の投下や雇用が拡大されるなど、地域経済活動の活性化が期待できる。
50		八王子市	緑化推進特区	八王子市市街化区域	開発行為に伴う「公園の設置」をその開発区域だけで捉えずに、より広いまちづくりの観点から考え、行政指導による公園の適正配置と公園の有効面積の確保を図る。具体的には、3,000㎡以上6,000㎡までの開発行為については、地域の実情に応じて市が、□ 従来どおり開発区域内への公園の設置多角的な公共空間の確保□ 公園整備協力金（仮称）の納付の選択指導ができるようにする。
51		八王子市	まちなみ再生特区	八王子市の一部	業務核都市構想の承認を受けた八王子インターチェンジ周辺地区に隣接する本事業の中で、都市計画道路（八 3.4.71 号線、八 3.4.72 号線）と、これを支える区画道路等を合せて整備し、周辺との整合、地区内に指定されている生産緑地との整合を図りながら、宅地利用増進等を促進し、良好な都市機能を維持し、健全な市街地の育成を図る
52		立川市	「たちかわ都市軸にぎわい」特区（仮称）	立川市の一部（自転車歩行者道第 1 号（都道立 8・1・1 都市軸線内））	広域的位置付けを担う JR 立川駅から立川基地跡地地区周辺にかけての賑わいと、魅力化による未利用国有地への機能集積を図り、もって経済活動の活発化や雇用創出、産業育成等に資するため、拠点的位置付けを持つ自転車歩行者専用道路の都市軸におけるイベントやオープンカフェ等の活動に関する道路交通法、道路法に基づく道路の使用許可、占用許可について、許可から届出への変更、もしくは許可条件の緩和と手続の簡素化を行う。
53		東村山市	地域コミュニティ交通の整備を自治体が事業主体となり単独の行政区域内で実施する場合に限り道路運送法第 4 条許可を受ける全ての事業者が定時定路線型の乗合運行ができる特区	東村山市内	平成 15 年 1 月から当市が事業主体となり、コミュニティバスを一路線開通させるが、今後は他の交通不便地域へ拡大させる計画がある。当市は道路幅員が狭く、地域毎の需要規模を考えれば、比較的小規模な車両で定時定路線型の乗合運行事業を展開したい。現行、道路運送法第 3 条第 1 項 1 号イの許可事業者が定時定路線型の乗合運行を優先的にでき、第 2 1 条第 1 項 2 号の規制により、第 3 条第 1 項 1 号口及びハの許可事業者と競合する場合、第 3 条第 1 項 1 号イの許可事業者は守られている。このような場合、第 3 条第 1 項 1 号口及びハの許可事業者の事業参加は実質的に不可能である。地域の事業者には許可条件が厳しい第 3 条第 1 項 1 号イの許可の取得が困難である。
54		多摩市	多摩センター地区経済活性化特区	多摩センター地区（多摩市域の一部）	道路上の占用許可基準等の規制の特例の導入により、多摩センター駅南側の歩行者専用道路（幅員 40 メートル）を活用した多様なイベントやオープンカフェ等を実施するための環境整備を行うとともに、駐車場設置義務の緩和による商業施設や新たな産業の誘致、創業支援を図り、来街者の回遊性や集客の確保など、文化の薫り高い活気とにぎわいに満ちた複合都市を再構築する。
55	神奈川県	横浜市	京浜臨海部再生特区		低未利用地が大量に発生し急速に空洞化が進んでいる京浜臨海部において、工場立地法の緩和やベンチャー企業の創業支援等を行うと共に、当地域でこれまでに蓄積された技術や人材を活かしながら、都市再生予定地域の指定による基盤整備や東京湾におけるゲノム科学の国際拠点を形成することなどにより新たな産業の創造を図り、地域経済の活性化を推進していきます。

56	神奈川県	横浜市	交流特区		ビジネスや文化・学術等の交流を市民、企業、NPO等さまざまなレベルで促進するとともに、文化関連産業、コンベンション関連産業、情報関連産業の集積を図り、横浜の地域特性を活かした都心部形成を進める。
57		鎌倉市	緑地保全特区	鎌倉市内	相続税納税猶予制度の創設や贈与税猶予制度の創設により、市街化区域内の緑地保全地区の指定に対する地権者の協力を得やすくなる。ひいては緑豊かな鎌倉市の自然環境の保全に結びつく。緑地保全地区内の山林を租税特別措置法第70条4～6（農地に関する納税猶予）に規定するものと同等程度の緩和をする。
58		鎌倉市	国有地暫定利用特区	鎌倉市内	環境への配慮等から、自転車利用が増加し駐輪場の需要が増加しているが、駅周辺部における駐輪場の建設・確保については、莫大な事業費（用地取得・建設費）の問題から困難となっている。国有財産のうち未利用（遊休）土地について、地方自治体を実施する放置自転車対策事業に無償又は低額での譲与若しくは賃貸借できるよう、国有財産法等の規制緩和を求めたい。
59		小田原市	フィルムコミッション特区	市町村	
60		秦野市	民間企業による秦野ふるさと村の創出	市街化調整区域	丹沢山塊の麓に位置する本市は、近年、里山とそれに隣接する農地が、社会経済情勢の変化とあいまって荒廃化が進んでいる。そのため、農地法、都市計画法などの規制の緩和を図ることにより、民間企業の活力を活かし、荒廃する農地の解消と里山の整備を推進し、もって、農林業の持つ多面的機能を増進し、地域特性を考慮した環境の保全を図る。
61	新潟県	新潟県	中山間地域産業連携特区	東頸城郡	当該地域は傾斜農地を多数有し、県内で特に過疎化・高齢化が著しく、農業の継続、農地の保全や地域コミュニティの維持が懸念されている。構造改革特別区域法により農業生産法人以外の法人による農業経営への参入が可能になったが、現状では森林組合が参入できない。このため、森林組合法の規制を特区の特例で緩和し、森林組合の農業経営への参入を可能にして新たな産業基盤を創出し、地域の活性化を図るもの。
62		十日町市	住居表示 十日町方式	D I D地区	土地の地番による複雑な住所表記（住居の位置が特定困難）と、古くからの地名を利用した住所表記（住居の位置が特定容易）が混同しており、これを解消するため、民間企業・行政・住民の要望を調整し、歴史的な土地名や、町内コミュニティを尊重した町界町名整理を行い、一本化された住居表示を実現する。
63	石川県	羽咋市 押水町、志雄町、羽咋郡市広域圏事務組合	自然共生特区(千里浜なぎさドライブウェイ公園特区)	羽咋市(志雄町、押水町を含む。)	

64	福井県	敦賀市	環日本海加工物流特区	敦賀市 筋生野 (あぞの)地区	敦賀港の輸出拡大や港湾機能の充実を図るため、港湾後背地に産業団地を造成する予定であったが、後背地に集落や山地が張り付き、地形特性上、郊外に立地せざるを得なかった。本市は、「港湾物流都市」として発展を遂げてきたが、港湾関連企業のサービス化、工業系サービス業の特化に対応した団地として導入業種の緩和や土地利用制限の緩和を図ることにより、港湾型サービス業等、工業のサービス化に対応した業種の導入を目指したい。
65	山梨県	山梨市	ウォーター(リバー)フロントまちづくり特区	山梨市	青い空、澄んだ空気、美しい水、緑の樹園地、笛吹川・重川・日川の清流、日本一のフルーツの里、美しい街並み、等々の素材を生かした文化と遺産がマッチした、トータルのなまちづくりを図ることが出来る。
66	長野県	長野県	長野ルネッサンス特区(美しいながの「まち」「里」「山」へ再生の息吹きを)	長野県土のうち、景観の形成または保全上とくに重要な区域	地域の個性に基づく美しさの価値保全・創造には、その重要性がある地域の範囲内で、現行法の規制や手続ではなく、対象そのものを保全・創造するに最も相応しい物差しで判断することが重要である。現行法の一部をいったん除外し、現行法とともに新たな条例に基づく規制、誘導、支援を図っていく。
67		長野県	ウッディータウン推進特区	長野県	地域材利用の公共建築物や学校等に対する建築基準法の面積要件に関する特区を設定し、地域の環境に相応しい木造施設を整備するとともに、森林整備、木材の生産、加工、住宅建築に至る地域産業を育成する。
68	長野県	長野県	高速道路改革特区	中央自動車道(塩尻IC~中津川IC)	地域住民、物流関係機関・団体、道路利用者等の合意を得たのち、国道19号の夜間大型車を通行禁止することにより、大型車や危険物積載車などの中央自動車道への交通転換を図り、代替措置として、中央自動車道恵那山トンネルの危険物を積載する車両の通行規制緩和、及び同自動車道の通行量増大に伴う高速道路料金の引き下げや引き下げの容易なシステムの構築により、課題を解決し木曾地域の振興、活性化を図りたい。
69		長野県	広告規制撤廃特区	長野県内全域	医療は、人の生命・身体に直接かかわるサービスであり、不当な広告により、見る側が誘引されることなどから、広告に対して規制がある。しかし、医療機関等の広告により、患者が自ら医療機関を選択することになり、このため各医療機関は、より患者サービス、患者本位の医療の提供が必要になることから、広告規制撤廃を導入することにより、患者にとってより望ましい医療体制が実現する。
70		長野県	企業立地促進特区	長野県内	長野県には、優れた地理条件にあり、恵まれた自然条件に加え、培われた微細加工技術の集積があります。これらの特性を活かし、21世紀型産業の誘致を進めるため、県内自治体の委託により土地開発公社が保有する工業団地の賃貸制度や小規模分譲用地の即時分譲を可能とする制度の創設など規制の特例を導入することにより、企業立地を促進し、雇用の増大、地域の活性化を実現する。

71	長野県	長野市	秩序ある自転車利用を促進する特区	市町村の全部	放置自転車に対する秩序ある利用の促進を図るためには、可能な限り自転車駐車場の設置を図ることが重要であるが、現状における自転車駐車場内や歩道等にある放置自転車の一時保管が6ヶ月間では、大量の放置自転車への対応によって保管場所の確保が困難になっている、また、再利用を図る上で、自転車としての機能が低下することから、6ヶ月間の保管期間を短縮することが必要である。
72		長野市	将来のまちづくりに備え用地を取得できる特区	長野市の全部	市民のニーズに応え市の施策を実行するには、事業に必要な用地を速やかに確保しなければならない。現状は事業認定を受けるために長期間を要し、且つ必ずしも事業認定が受けられることなく、事業の中止あるいは廃止にまで至るものもある。緊急且つ特別な事情の場合には、収用適格事業が事業認定を受けずとも特別控除または代替の特例が認められるようにすることが必要である。
73		上田市	「上田 道と川の駅」特区	上田市小泉地区	日本百景に選定され、奇岩半過岩鼻や千曲川の水辺空間など自然環境豊かで風光明媚な地区において、道路利用者の休憩場所として快適なサービスを提供する「道の駅」と、河川の自然環境を活かした親水空間となる「川の駅」を、廃川敷地等を活用し、国と市が連携し、一体的に整備することにより、情報及び人的交流の場を確保すると共に地域活性化や住民福祉に資するため、世代間及び地域間交流、健康増進、コミュニティ活動の促進を図る。
74	岐阜県	岐阜市	まちなかにぎわい特区	中心市街地（商店街振興組合の存在する地区）	岐阜駅前地区から柳ヶ瀬知地区までの活性化を図るため、当地区において、道路交通法の規制を届出とすることにより、イベント等開催が容易になり、集客効果が高まり、当地域の活性化に寄与する。
75		岐阜市	伝統文化ふれあい観光特区	岐阜市長良川流域の千鳥橋下流～観覧船事務所下流の忠節用水排水樋門周辺迄	伝統文化である鶺鴒や各種の伝統的・文化的イベント（薪能・手力雄火祭・花火大会など）がより輝かせることができ、更に市民・観光客にとってよりよい憩いの空間の創出にもつながる。また、21世紀の観光地として再生するためには、他のイベントとの相乗効果を考えながら鶺鴒観覧方法の多様化を図ることにより、市民や観光客の満足を高めたい。
76		岐阜市	屋外広告物の簡易除却要件の緩和特区	岐阜市の中心市街地	JR 岐阜駅から柳ヶ瀬を中心とした地域の路上などに氾濫する違反広告物の簡易除却を推進するために、「簡易除却対象の屋外広告物の素材や形状を、容易に取りはずすことができる状態にあるものを全てを包括できるようにする」「設置から簡易除却までの期間を短縮する」といった要件緩和を行い、住民や来岐者に対してスローライフを提案、「美しく安全な観光都市・岐阜市」を実現させる。
77		岐阜市	街中緑いっぱい特区	岐阜市の市街化区域	金華山や長良川に代表される豊かな自然を市街地の中心部にもつ都市の立地条件を活かして、個性的で魅力的な都市環境を創出する。具体的には、街中に緑地や水辺などをいっぱい設けるもので、法第59条の2に規定する特例を拡大して導入することにより、地市街地の建築計画において敷地内に設けた緑地や水辺面積を評価して指定容積率を割増しできるものとし、空地を公開的な緑地や水辺に修景することを誘導し、推進する。

78	岐阜県	岐阜市	駐車場運営特区	岐阜市駅前地区 (岐阜駅西駐車場)	駐車場の立地特性や利用者のニーズに応えた、自治体独自の料金制度やサービスの拡大を、スピーディーかつタイムリーに行うことにより、公共駐車場の利用者の増加と経営の改善を図る。
79		柳津町	岐阜流通・物流関連事業推進特区	岐阜県羽島郡柳津町佐波・高桑地域	県都市街地の外縁に位置する、新たな道路交通重要の高まりにも対応可能な地域特性を活かし、既設流通業務団地の活性化策の推進と併せて、地域をもって流通・業務業と連携又は支援する施設の立地を可能とする特例を導入することによって、地方都市型の流通・物流拠点を旨とした、官民総合の取り組みを推進することが可能な環境づくりを実現する
80	静岡県	熱海市熱海・カジノ誘致協議会	熱海温泉郷観光振興特区	熱海市内全域	豊かな観光資源と交通の便の良さといった地域の特性を活かし、カジノ開設事業を中心に魅力ある街づくりを進めるとともに、国内外の観光客誘致として、「カジノに係る賭博関係規制の適用除外又は特別法の整備」を導入することにより、地域周辺への経済波及効果や新規雇用の創出、新たな税収確保により、熱海市の再生(環境・文化・医療の整備など)と地域の活性化(ホテル旅館、商店街の繁栄、新規雇用創出など)を推進する。
81		熱海市	都市計画街路特区	農用地区域を除く熱海市内区域	補助採択基準の緩和により、熱海市の地理的条件を活かした総合的なまちづくりの実現ができる
82		掛川市	満水プロジェクト特区	掛川市の一部 新エコポリス 環境資源ギャラリー 22世紀の丘公園 地内	この計画とあいまって特例を導入することにより社会資本整備特別措置法の目的に添って事業を円滑に推進し、借入金の返済を図る。 本地域は、里山の工業団地、清掃センター、公園の計画が一体となった地域であり全体が公園の一施設のような特性を活かし、植栽計画の調和が、公園施設のように見学が容易な地域を実現する。 森林に囲まれた自然環境という恵まれた地域の特性を活かし、都市公園内への福祉施設整備により、高齢化社会での交流を促進させる。
83		掛川市	森の都特区	掛川市の一部	1 来年開業する温泉利用者への食事提供を目的に、目的外使用への規制の特例を導入し、キャンプ場内の既存食堂・展示販売施設を早急に造改築することにより、施設の管理・運営をする(株)森の都ならここの集客・増益を実現する。 2 土地条例により、森林保全を目的に特別計画協定区域に指定をした区域内の、永久森林の取得を起債対象要件とされたい。あわせて、起債制限の対象外と少額の起債発行も認められたい。
84		掛川市	スローライフビレッジ掛川特区 構想	掛川市の一部	当市の「生涯学習まちづくり土地条例」に基づき住民総意によりまちづくり協定が締結された地区において、豊かな自然を活かし、果樹園、宿泊施設付市民農園、畜産団地、園芸療法農園、老人ホーム、農園付障害者施設、学校農園等を整備し、完全資源循環型農業空間を創出し、農的生活を体験することで真に豊かな人生を送ることができる空間とする。そのため、諸規制の特例を導入し、合理的で利便性の高い農業天国農園を整備する。

85	静岡県	掛川市	スローライフバス特区	掛川市の一部	市街地循環バスについては、地方自治体の理念や地域特性を生かしたバス運行を目的に、道路運送法の規制緩和を求め、住民の多目的なニーズに対応できる地方自治体主導型の今までにない新しいバス運行の確立をめざす。また、地域福祉バスについても、地域特性や地区の高齢者等のニーズに合った運行活動を目的に、市が路運送法第 80 条の規制緩和の特例を導入し、自治区が主体となる運行の支援や運行経費の援助等を行い事業を実現する。
86		掛川市	美観・活力駐車場特区	掛川市の一部	急速に衰退の進む中心市街地の活性化を図るため、空車が目立つ大手門駐車場の一部を、近隣生活者や商業者の駐車場として、区画指定月極めとして提供することによって、街中の定住を促進し商店街を若返らせ、観光客を呼び戻し TMO 計画の展開を実現したい。また、駅周辺駐車場の長期置き去り車両を管理者責務のハードルを下げることによって、処分し、利用者の利便と駐車場管理者の抱える負の財産を解消したい。
87		掛川市	駅天守ギャラリー特区	掛川市の一部	新幹線掛川駅と掛川城天守閣を結ぶ延長 400m×幅 22m の駅前通り（駅天守ギャラリー）については、路上駐車時間の延長を図り、さらに車優先から歩行者優先の限定地区となるよう歩行者天国実施に際して道路交通法の弾力化をはかる。
88		掛川市	都市計画道路ローカルルール特区	掛川市都市計画区域地区	市街地は伝統的市街地の構築また、連絡道の整備により集落中心の地域構造を活かしたまちづくり促進。
89		掛川市	東西大動脈結節特区	国道 1 号掛川バイパス有料区間、第二東名本線、高架道路下	市内の第二東名区間をコスト縮減工法を採用したモデル地区として整備する。また、高架下空間の有効活用のため道路法・高架道路下占用基準などの規制の特例を導入し、高架下公園事業を実施することによって、迷惑施設の地元活用型建設の推進をする。
90		掛川市	美観と防災空間特区（緑の精神回廊）	掛川市城西ほか（二級河川逆川堤防）	市街地に唯一残された水と緑の空間であり、住む人も訪れる人も、現在だけでなく将来にもわたって、誰もが快適と感じられる空間を創造するため、誰もが安全で快適に利用できる緑の精神回廊としていく。
91		掛川市	保留地販売促進特区	掛川市の一部	土地譲渡による償還についての規制を廃止し、有利子借入金の償還を優先させる。
92		掛川市	不動産登記簡素化特区	掛川市	掛川市の生涯学習や土地条例の実績を踏まえ、市内公道上の個人名義の土地の所有権移転登記の簡素化を図ることにより、土地関係のトラブルを防止するとともに道路管理の適正化を図る。
93		掛川市	旧リゾート施設用地利活用特区	掛川市の一部（北部）	当市の生涯学習まちづくり土地条例の住民の総意に基づくまちづくり協定が締結された地区において、豊かな自然を活かし、果樹園、宿泊施設付市民農園、畜産団地、園芸療法農園、老人ホーム、農園付障害者施設、学校農園等を整備し、完全資源循環型農業空間を創出し、農的生活の体験により、豊かな人生を送れる空間とする。そのため、農地法や不動産登記法の適用除外、土地収用法の拡充等により、円滑な事業実施を図る。

94	静岡県	掛川市	道の駅・日坂宿・小夜の中山特区	掛川市の一部	歴史と文化豊かな自然を生かし、道の駅建設事業の実施とあわせ農振除外などの規制の特例を導入することにより、3ゾーンをルート化した掛川市ならではの生涯学習公園を創出することができ、地域の活性化に寄与できる。
95		掛川市	地図混乱是正特区	掛川市全域	明治初期に始まった現在の土地制度は、戦中の食料増産政策や戦後の農地改革、農業振興策等、様々な沿革により登記上の権利と現地の管理状況に食い違いが生じている。それを相隣者の同意に基づいて、地籍調査事業により登記上の権利と現地の管理状況を一致させ、二線引畦畔も地籍調査に影響を与えない処理をしたい。
96		韮山町	菜園つき住宅推進特区	韮山町農業振興地域	首都圏からの定住希望や、非農家の新規就農希望に応え、定期借地権設定又は権利取得し、かつ除外せず農振農用地として農業的利用を担保する『菜園付き住宅』の整備を図り、自然にやさしく安全な農作物の生産を担いつつ豊かな農ある暮らしができる特区とする。
97		豊田町（静岡県）	高速道路を生かした地域経済再生特区	豊田町高見丘地区	高速自動車国道法等の改正により、サービスエリアやパーキングエリアとの連結施設が可能となったことから、民間開発を行うことで地域活性化を図る環境が整ってきました。そこで、都市計画法の市街化区域設定の規模要件の緩和をしてもらうことにより東名高速道路パーキングエリアとの連結施設を利用した周辺開発をすることで雇用の場の確保や地場産業の育成、税収の確保等を行い地域経済の活性化を図ろうと計画しています。
98	愛知県	一宮市	中心市街地にぎわい特区	一宮市中心市街地活性化基本計画に定める区域内の一部区域	当市の中心市街地は、歴史・文化、産業などの多様な集積と交通結節機能を有する尾張西北部の交流拠点であり、その特性を活かして活性化のためのイベント等を開催しているが、イベント時においてもオープンカフェなどは道路占用に関する規制により認められない。そのため、こうした道路占用に関する規制の特例を導入することにより、イベント等におけるにぎわい・交流空間機能の向上を図り、もって中心市街地の活性化を推進する。
99		犬山市	都市と農業の共生特区	愛知県犬山市橋爪、五郎丸他地区	当該地区は、豊かな自然や農業がかろうじて守られているものの、一方では国道のポテンシャルを活かした都市開発も可能な地区である。この地域特性を活かし、大規模商業複合施設の誘致、農業ふれあい空間の整備とあいまって、農用地区域に含まれない土地の範囲の拡大や市街化調整区域における許可要件などの規制の特例を導入することで、民間活力の導入が期待でき、農業の安定的継続と良好な都市開発を円滑に推進できる。
100	三重県	鳥羽市	観光産業特区	三重県鳥羽市生活者に影響が及びにくい地区。いずれにしても、国立公園内に位置する。	多くの観光客を受け入れてきた鳥羽市も近年の観光客の減少により観光業は低迷している。魅力ある滞在型リゾート地を目指すため従来の景観美と海の幸、鳥羽水族館やミキモト真珠島などの観光施設を活用した上にカジノを開設することで雇用の創出、観光客の増加、観光産業への波及効果などの相乗効果を期待したい。

101	京都府	京都市	国際文化観光特区		歴史的な町並みや伝統的な産業が多く残されている京都の地域特性に応じた規制の特例により、魅力ある定住環境と特徴ある産業環境を支える都心部の再生を図るための「歴史都市再生地区(仮称)」制度の新設等の京都の町並み保全策や、伝統伎芸の保護など、我が国が進める国際観光の推進にも大きく寄与する文化観光の振興策を進め、京都の活性化、ひいては我が国経済の活性化を目指す。
102		亀岡市	緑と共生のまち推進特区	亀岡市内市街化調整区域	京都府下の約1割を占める農地と市域の70%が山林という豊かな「緑」を活かし、市街化調整区域内における開発許可要件の緩和により、農地としての有効な活用が見込めない集落所在農地の宅地化を誘導し、農村集落の活性化とともに、市街化区域と農村地域の均衡ある発展を目指す。
103		向日市	長岡宮跡史跡指定地活用特区	京都府向日市の一部	史跡長岡宮跡は交通の利便性といった特性を活かし、史跡公園と一体化された施設(観光案内施設、土産物施設、トイレ施設、喫茶施設)を建設することとあいまって、史跡指定地の現状変更制限の緩和の規制の特例を導入することにより、観光産業の振興や地域の活性化につながり、本市の歴史文化の拠点となるとともにまちづくりを推進する。
104	大阪府	大阪市	新産業創造(知的ビジネス創成・集客)特区		低迷する大阪経済の再生には都心部の活性化、賑わいの創出が不可欠なことから、都心部の都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法に基づく規制緩和に加え、伝搬障害防止区域内の建築物の整備に係る工事停止期間の短縮化や民間施設(地下駐車場、店舗等)と一体となった都市公園整備を実施することにより、都心部への民間投資を誘発し、賑わいのあるまちづくり、ひいては大阪の都市再生を推進していくものである。
105		堺市	国際楽市楽座特区	堺市全域	堺市臨海部や中心市街地などの低・未利用地などを活用し、市域全体の経済の再生と活性化を図るため、中世の特区とも言える「楽市楽座」をモデルとして、外国人研究者の在留要件などの緩和、大学設置基準の緩和、事業用低地借地権の期間設定の自由化など、海外からの人材の確保や事業所の誘致、研究開発の促進などに関する規制の特例を導入することにより、にぎわいの創出、新事業の創出や成長分野産業の立地促進などを実現する
106	大阪府	東大阪市	モノづくり経済特区	東大阪地域	モノづくりのまち東大阪において、市内工場の潜在的な拡張ニーズが高いことからモノづくり経済特区構想事業の実施とあいまって、建築基準法第52条、第53条の容積率及び建ぺい率の規制の緩和により、工場の市外転出を抑止し、また、工場立地促進により、市内製造業の比較立地優位性を高め、経済のグローバル化に対応できる国際競争力のある製造業の再生につながることを期待する。
107	兵庫県	兵庫県	国際経済特区	阪神地域	当該地域が有する優れた産業基盤や国際的な都市環境といった地域の特性を活かし、兵庫県の産業集積条例を核とした県・市町協調による国際経済拠点形成に向けた外国企業等に対する立地支援策とあいまって、外国人ビジネスマン等の在留資格や期間、労働者派遣等に関する規制の特例を導入することにより、地域経済の活性化や構造改革及び雇用の増大を実現する。

108	兵庫県	神戸市	六甲有馬観光特区	神戸市東灘区・ 灘区・中央区・ 北区の一部	震災後、観光客の落ち込んでいる六甲山・有馬地区において、豊かな自然資源及び温泉を活かし、国立公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充や健康保険組合所有の遊休保養所の賃貸・転用・売買の容認、外国人在留資格の技能項目へのマッサージの追加などの規制の特例を導入することにより、「六甲芸術村構想」や温泉の新たな魅力づけを行い、観光地としての地域の活性化を推進する。
109	奈良県	香芝市土地開発公社	土地開発公社会計基準および地方債制度の改正	奈良県香芝市	不良債権、規制緩和、行財政改革が叫ばれる中、土地開発公社の塩漬け土地問題もその渦中にあるが、地方財政の悪化にあって改善が進まない。これを公社の会計基準を民間に準じ規制緩和し、また地方債許可も緩和し、それによって生じた損失補填財源として交付税措置のある特例債を認める。これにより自治体、開発公社双方の財政改革を推進し、併せて長期融資への切替えにより、金融機関の財務改善にも繋がる。
110	島根県	赤来町	地域内複合輸送特区	赤来町	高齢化率33.6%、高齢者の独居・夫婦世帯等が全体の4分の1を占めるなかで、町内全集落への町営バス路線の確保をめざしており、バスによる宅配サービスを行うとともに民間宅配事業者に住民輸送を可能にするため、人と物どちらも輸送できるよう特例を導入することにより、地元消費の促進と地域内の公共・民間双方の輸送機関が補完しあい住民の一層の利便性の確保と地域内交流を活発化し、支え合うやさしいまちづくりを進める。
111	岡山県	岡山県	岡山県南部地域研究開発・創業促進特区		研究機関や企業等が相互に刺激し合いながら、産学官が連携して研究開発に取り組み、高度な技術力を活かした新規創業や新分野進出を促進することで、地域産業の振興を図るためには、関係機関の集積と機能向上を図る必要がある。このため、第1次募集で提案した、外国人研究員の招聘等に加えて、裁量勤務が認められる任期付研究員の範囲の限定を解除することで優秀な研究員を公設試で確保するための規制緩和を、新たに提案するものである。
112		岡山県	鉄道駅を核としたまちづくり特区	都市近郊の鉄道駅を中心とした区域（特に井原線沿線の市町村所在の鉄道駅を中心とした区域）-駅を中心とした半径500mの区域を想定	都市近郊の鉄道駅を中心とした区域、特に井原線沿線の市町村所在の鉄道駅を中心とした区域（駅を中心とした半径500mの区域を想定）において、農地の転用等の規制の特例を導入することによって、鉄道駅を核としたまちづくりを促進し、地域の振興を図る。
113		倉敷市	広告景観特区	倉敷市全域	「古い町並みを今に残す倉敷美観地区などを抱える倉敷市は、文化と観光と いった地域の特性を活かし、違反広告物の簡易除却措置の実施とあいまって、 管理者撤去の適用範囲の拡大及び、のぼり・旗の対象範囲の拡大などの規制の 特例を導入することにより、良好な町並みを保護し、通行の障害となる違反 広告物の迅速な除却を推進する。」

114	広島県	広島市	土地開発公社所有地有効活用特区	広島市全域	JR 広島駅に近接した一団の空閑地である、土地開発公社所有の貨物ヤード跡地（約 11.6ha）について、土地開発公社の業務範囲の特例の導入により、その立地ポテンシャルを生かし、民間の資金・ノウハウを最大限に活用した「プロ野球開催機能をもつスタジアムを中心としたにぎわい空間」の整備を促進する。これにより、魅力とにぎわいのある新たな都市拠点を形成し、都市再生による地域活性化と都市機能強化による中枢性向上を図る。
115	徳島県	上勝町	林野庁所管国庫補助事業の林道開設事業における林道規定の規制緩和特区	市町村長が、特に出る市町村の範囲	
116	愛媛県	松山市	歩いて暮らせる街づくり特区	松山市中心市街地	市中心部は、多くの人が生活するゾーンであるが、様々な要因で中心部が空洞化する傾向にありその結果中心市街地の活力が低下しつつある。活性化対策として、人が暮らしやすい良好な都市環境を整えることが人の流れを呼び戻す大きな力になると認識し平成 11 年度から「歩いて暮らせる街づくり」の実現を目指し、活性化プロジェクト、具体的には「バイクライド」やレンタサイクルなど様々な社会実験（国交省共同事業）を行いその手法を研究しているところである。中心市街地の活性化のためには、人が健康に暮らせるよう環境負荷の低減を図るための交通システムの確立や、高齢者や障害者の方々も安心して外出できる交通バリアフリーなどさまざまな取組みが最低条件となるが、このためには多くの環境条件の整備が必要である。具体的には、交通拠点から中央商店街を結ぶ動脈となっている地下街のバリアフリー化や交通システム確立の前提となる交通規制も含めたまちづくり計画など多くの課題がある。
117		東予市	住宅・産業創生特区		東予市河原津干拓地は、風波による塩害等のため農業利用が進まず、遊休化しているため、地区計画を導入し宅地化を図り、有効利用を行う。
118	高知県	高知市	国民宿舎運営特区		本市の産業構造は第三次産業が 76% という典型的な消費型都市であり、その特性からも経済活性化については、即効性のある観光・交流産業に力を傾けている。本市の国民宿舎については、主要観光地桂浜にあって、太平洋を眺望できる絶景の地に位置していることから、この観光施設をいかに活性化していくかが大きな課題である。現段階では、国民宿舎の運営は非営利の法人にしか委託ができないこととなっているが、規制緩和によって、民間事業者参入を可能とし、その経営ノウハウの活用によって当該国民宿舎が観光施設として魅力アップし、ひいては雇用拡大や地場産業の活性化につながることを期待するもの。
119		高知市	競輪事業活性化特区	高知県内	高知競輪の売上、来場者ともに減少傾向にある。来場者については、高齢化が進み、新規ファンの開拓が急務である。場外車券売場の許可及び設置基準等の緩和により前売場外を設置しやすくすることは、従来からのファンへの利便性の向上や新規ファン開拓のための好適地への設置を可能とすることができ、売上増につながることを期待できる。

120	福岡県	田川市	産炭地域開発規制緩和特区	旧産炭地域	旧産炭地域の経済振興として、土地開発を進めるにおいて、鉱害賠償登録の記載のある土地が多数あり、開発に伴う土地区画の登記上の整理は明快にされるべきなのに、鉱害賠償登録は、不動産登記法における合筆を禁止しているため、登記事務を複雑にし、かつ土地の所在と範囲を不明瞭にしている。特区により鉱害賠償がなされている土地について合筆できる手段を導きだし、土地の流動化による地域振興を図りたい。
121	長崎県	長崎県	しま交流人口拡大特区		対馬は、韓国と地理的にも歴史的にも関係が深く、また、山林や国立公園地域など豊かな自然に恵まれているなどの地域特性を活かし、韓国釜山との定期航路の開設など、韓国との国際交流を柱に据え、地域振興に取り組んでいる。さらに、韓国人観光客のノービザ化、国立公園特別地域内での事業実施要件の緩和・公園計画の随時見直しなどの規制の特例を導入することによって、交流人口の拡大と、自然と調和した受け入れ態勢の整備を可能とし、観光振興や地場産業の振興を推進する。
122	熊本県	八代市	交通・環境特区	八代市	地方公共団体の税務行政を推進する、 検査対象外軽自動車の使用に関する地方運輸局長への届出の撤廃、 軽自動車の継続検査用納税証明書の交付手数料の徴収、 滞納の特別徴収義務者の指定解除、を行うことにより、簡素で効率的な行政の確立及び収入の安定確保を図り、もって健全な財政運営の推進とともに、社会構造の改革など地域の活性化と経済の発展を進める。
123		菊陽町	熊本半導体産業特区	熊本県菊陽町全域	半導体産業集積地の地理的中心、輸送・交通利便性や豊富な水資源等優れた立地環境といった本町の特性を活かし、セミコンテックパークの拡張や工業団地の建設とあいまって、農地法や都市計画法などの規制緩和の特例を導入することにより、生産拠点の円滑な立ち上げによる製品の迅速な市場投入が可能な環境を整備。企業立地の促進を通じた地域経済発展及び日本の基幹産業競争力強化を目的とする。
124	宮崎県	宮崎県	国際観光コンベンション特区	宮崎市	神話・古墳等に見られる日本を代表する歴史観光資源、アジア諸国との地理的近接性、九州・沖縄サミット外相会合をはじめとした国際会議の開催、W杯サッカーキャンプをはじめとしたスポーツキャンプの実績等を活かして、海外観光客の入国要件の緩和やコンベンション専用ビザの創設などの特例を導入し、アジアを代表する観光リゾート拠点としての整備を図り、海外からの観光客増加を目指す。
125	鹿児島県	鹿児島県川内市	川内市土地高度利用特区	川内市全域	行政財産として取得、使用されておりながら、公共団体への権利登記がなされていない土地が多く発見されている。 その中には共有地や多数相続となって登記移転が困難となっているものが発生しており事務処理は進んでいない状況である。 そこで行政財産として永年使用されている未登記土地に限り、登記要件の規制を緩和し、納税管理者の同意だけで登記できるよう特区を定め土地の整理を図ろうとするものである。

第3次提案

1	埼玉県	上尾市	市内循環バス「ぐるっとくん」運行許可期間緩和特区	上尾市内	上尾市では平成10年から、交通空白地を埋めるため、市内を循環するワンコインバス「ぐるっとくん」の運行を開始した。高齢者や主婦など、他に交通手段を持たない人の文字通りの足として、既に延べ170万人の市民が利用しています。昨年、新たな路線として東西循環ルートを申請したが、道路運送法第21条から第4条での申請に変更になった。第4条申請は、民間路線バスの申請と同様な手続きが必要で、申請から許可までの期間がかかり、予算取りと実施の確定が難しくなってしまった。公で申請する場合、提出する書類の簡素化等により、許可申請にかかる時間を1ヶ月程度に緩和できないものか。
2	兵庫県	小野市	工業団地内特別用途指定特区	小野市匠台7番地小野工業団地等管理センター(土地面積8,154.51㎡建物延面積1,975.94㎡)	当該申請建物は、平成4年に完成し、これまで11年間経過しているが、その間一部規制がある中で営業を強いられています。しかし、この制度の適用を受け一部規制が解除可能となれば、市民全体が利用することができ、立地企業30社・2,700人の従業員と小野市民50,000人の地域間交流が今後益々栄えることになひいては小野市経済と地域間交流の発展に貢献できるものと考えます。
3	神奈川県	小田原市	歴史的建築物保存特区	小田原市全域の登録有形文化財(建築物)	建築基準法第3条第1項第3号で定めている、いわゆる保存建築物の範囲を登録文化財まで拡大することにより、後世に残す。
4	群馬県	前橋市	土地区画整理事業施行区域内の図上分筆特区	前橋都市計画事業北部第三土地区画整理事業以下8地区内	土地区画整理事業の進捗に伴い法務局の公図に合った地形は失われるため分筆登記が出来ず、相続や売買等、土地の一部を所有権移転する場合、登記簿上、共有という不安定な権利関係が続くこととなり、円滑な土地利用の妨げとなっている。この課題を解消するため、登記申請に係る登記官の現地調査の省略とともに、公図或いは土地区画整理事業の現況測量図による「図上分筆登記」を可能とし、その結果、筆の確定と各々の権利関係が明確となるため、土地利用の増進が図られ、地域経済の活性化が期待できる。
5	埼玉県	越谷市	まちなみ景観特区	市内全域	捨て看板といわれている簡易な看板は市が自ら除去等できるが、鉄板、のぼり旗等は除去することが認められていないため、道路上に継続して置かれ道路上の景観が損なわれている。さらに簡易な看板は、設置者が明確でなく所有者や広告されている店に対して除去・破棄費用を請求できなく市の負担となっ

6	埼玉県	越谷市	土地区画整理事業地内の建物移転の推進特区	越谷市の市街化調整区域	本市の土地区画整理事業地内には、既存工場等が点在し仮換地への移転の際、用途不適格となり事業推進の障害となっている。地区外への移転となる場合も現工業系用途地域への移転先の確保は困難な状況にあり、現市街化調整区域への移転を余儀なくされるが、現行法では認められていない。このことから、都市計画法第34条（市街化調整区域の開発許可の基準）の特例として、市街化調整区域への移転を可能にすることにより、住工混在の解消、事業の推進、更には他市への移転の歯止めがかかることにより雇用や税収の確保等を図るものである。
7		吉川市	土地区画整理事業施行中の区域内の分筆登記申請の特例	吉川中央土地区画整理事業地内	土地区画整理事業施行中の区域内の分筆登記申請を認めていただくことで、1対1の仮換地になり所有権、抵当権等が煩雑にならず明確になり、事業の効率化と円滑な土地取引が可能となり経済活性化を促進する。
8		新座市	首都近郊都市活性化特区	新座市内全域	地方分権が進む社会において、自立したまちづくりを目指す本市としては、各種都市計画制度の権限委譲は重要な案件であると考えられる。特に、三大都市圏の市町村のみが用途地域のような都市計画の根幹を成す制度を決定できないことは、特色あるまちづくりの推進や市町村都市計画マスタープランの実現性などにも影響してくるものと考えられる。よって、三大都市圏の市町村、特に都県境における用途地域の不整合が見受けられる本市の特殊性を鑑みていただき、用途地域の権限を委譲していただきたい。
9		川口市	土地区画整理事業における従前の形態のない土地の分合筆の特例	川口市内の全ての土地区画整理事業	土地区画整理事業地内における、形態の確認できない従前地の分合筆の特例措置について、公図調整図上での分合筆登記を法務局で認めることにより、土地区画整理事業による諸問題が解決され事業の効率化と円滑な土地取引が可能となるばかりでなく、相続時における物納も可能となり、これらのことから土地売買の活性化と住宅建設の促進が図られ経済の活性化に大いに寄与する。
10	千葉県	野田市	換地処分前の保留地登記の容認による区画整理事業円滑化特区	野田市	土地区画整理事業による保留地を購入する場合、換地処分前の保留地は登記ができないことから、保留地購入希望者が、当該保留地を購入する場合等に金融機関等からの借入れ設定ができない状況が生じ、当該保留地購入を躊躇させるといった弊害となる。このことは組合にとってその事業費捻出の大きなウエイトを占める保留地販売の足かせとなり、保留地処分が出来ないために組合解散が遅れる。このような状況を改善するため、換地処分前に保留地登記を可能にすることにより、保留地販売の促進及び事業の円滑な運営が図られる。
11	東京都	千代田区	立体道路整備特区<道路と建築物の立体的利用の更なる推進>	千代田区	特区内において、道路法における立体道路制度の弾力的運用（必要要件となっている機能・条件の緩和）都市計画法及び建築基準法における道路に面する建築物制限の緩和（自動車専用道に限定されている規定の変更）
12		千代田区	都市再生開発特区	インフラ整備が集中した都心部のエリアを限定し、都市再生特別地区で可能となった自由度の高、都市計画を特区区域	交通結節点等における大規模建築物の更新に伴い、インフラ整備が必要となるエリアを「都市再生特別地区」に指定し、地方税法（都市計画法）の目的の緩和：現在は都税となっている都市計画法の減免権を区に委譲するとともに、それに代わって区が課税する特区税を導入する 都市計画法・建築基準法の目的の緩和：都市計画法及び建築基準法に基づく権限を特区の存する基礎的自治体に委譲し、特区内において適用する。

13	東京都	東村山市	賑わいのある市街地活性化特区	・東村山市栄町1丁目～恩多町5丁目地区・東村山市久米川町3丁目及び4丁目地区	東村山駅・久米川駅に接続する都市計画道路が15～16年度に供用予定である。それに伴い当該道路用地境界から20m、若しくは20mの区域と一体で利用される生産緑地について、10年間は規制を緩和し土地利用を可能とする。ただし、商業業務施設、流通施設、及びそれら施設との併用住宅とする。又、用途地域を都市計画道路沿道について、路線式指定（道路境界より20m）の第二種住居地域に変更する。このことにより沿道生産緑地所有者に対し恩典を与えると共に、都市計画道路沿いに賑わいのある市街地を形成し、地元の商業振興、地域活性化を図る。
14		八王子市	八王子流通市街地特区	首都圏連絡中央自動車道（仮称）八王子北インターチェンジ周辺（八王子市川口町、上川町、美山町、西寺方町の一部）	目的：全国物流の関東地区の拠点として、また、首都圏経済の活性化に極めて大きな役割を果たす。 内容：自然環境への負荷を最小限に留め、災害時に強い流通市街地と、柔軟な土地活用にも配慮し、早期の施設立地を目指す。
15		府中市	府中基地跡地暫定利用特区	市内米軍基地跡地内留保地	米軍通信施設の存在が留保地の柔軟な利用計画の策定を阻害しているため、当該施設が移設し、その用地が返還されるまでの間、特例として留保地の利用計画の策定を猶予し、その間、留保地を暫定利用する際の期間等の特例を導入することにより、留保地を緑地、広場等として開放し、市民の相互交流を促進するとともに、地域経済の活性化を図る。
16	岐阜県	岐阜市	ひと・環境にやさしい路面電車特区	岐阜市、関市	・路面電車の運行車両長、運行最高速度、運行平均速度、無改札乗車方式の導入、車両検査周期などの規制緩和により、輸送能力の向上や所要時間短縮、定時性の向上を図るとともに、効率的な経営を目指し、公共交通として、維持・発展を図る。
17	静岡県	掛川市	不動産登記法第17条地図整備推進のための国土調査特区（国土調査ワンストップサービス特区）	掛川市全域	【1】地籍調査事業における図根点が公共測量作業規程による基準点と同内容となるよう、地籍測量作業規程準則を改正されたい。【2】基準点に係る作業規程の統一により、公共測量の手続きによる測量法第41条の審査を受けた基準点は、国土調査法第19条第5項の指定を受けることなく地籍調査事業の成果とすることができることとされたい。【3】当市で実施された各種事業の測量成果については、市長が国土調査法第19条5項による指定をし、国土交通省にはその旨連絡すれば済むよう、制度改正又は権限の委譲をしていただきたい。
18		熱海市	道路条件緩和特区	熱海市全域	建築基準法第43条1項ただし書き＜省令第10条の2第3号のイ＞上記の基準についての「公図上の赤道等で地方公共団体が管理し、使用承諾が得られた通路であること」の項目を削除する。削除に伴い、「一定の基準（舗装状況・勾配）を満たしている通路で所有が私有であっても使用承諾を得たものであり、今後、建築基準法の道路になるように計画を進めること」を追加項目とする。

19	大阪府	東大阪市	もうかりまっせ特区	本市の区域内の都市計画法第9条第11項に規定する工業地域及び同条第12項に規定する工業専用地域	日本のモノづくりを支える基盤的技術産業等が集積している東大阪市において、工業地域及び工業専用地域での製造業の立地に際し、高付加価値型製造業に対応した容積率メニューを新設するとともに、製造業に限定して建ぺい率を緩和することにより、特区内の工場の建替と特区外からの工場の立地を促進し、製造業の集積を進める。このことにより、住工混在の解消を図り、用途地域に対応した緩やかな純化を進め、地域完結型のまちづくりを実現する。
20		高槻市	放置自転車所有権帰属特区	自転車放置禁止区域（高槻市自転車の駐車秩序の確立に関する条例第16条に規定）	改正自転車法（平成6年6月施行）第6条第4項で「自転車撤去を行った自転車が保管告示後6ヶ月を経過したら市町村に帰属する」と規定している内容を「保管公示後6ヶ月（但し、当該日数を市町村の条例で規定している場合は、その日数）を経過したら市町村に帰属する」に改正することにより、引き取り手のない放置自転車保管場所確保についての課題解決や資源の有効利用の促進を図るとともに、放置自転車のない人や環境にやさしりをさらに進めたく提案するものです。
21	兵庫県	兵庫県、姫路商工会議所（姫路TMO）	街並み再生・ファッション特区	姫路市の区域の一部（大手前通り（市道1号線）沿道の約10ha）	エリア：世界文化遺産姫路城と日本の道・100選に選ばれた大手前通り沿道□構想内容：特性を活かした街並み整備とお洒落な商業施設を誘導する「街並み再生特区」 規制の特例事項：ビル1階の店舗への転用に伴ない消防法・同法施行令で定める「特定複合用途防火対象物」の規制の緩和（転用しない2階以上のフロアについて、防火安全上支障がないと現地消防機関が判断する場合には緩和できる措置） 効果：特区構想の対象となるビルは、25棟でその店舗面積は約2万㎡。30店舗近い有名専門店の入居による約100億円の経済波及効果及び約200名の雇用確保が見込まれる。その上、中心市街地の通行量や観光客入込客数30%増が見込まれ姫路市全域へ大きな経済的社会的効果が期待できる。
22		小野市	密集市街地特区	市内密集市街地地区（上本町、本町、東本町地区）	密集市街地の良好な住環境を維持するため、上記の密集市街地を特区に指定し、特区内においては、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例を拡大適用し、老朽木造家屋を取り壊しても、固定資産税を家屋が存した場合の税額とし、老朽木造家屋の取壊しの促進を図る。
23	熊本県	玉名市	新幹線開発特区	玉名市の一部（玉名平野一帯）	平成25年の新幹線開業に向け、新幹線建設とその周辺整備、玉名バイパス等の主要事業の推進を加速させるために、文化財発掘を速やかに推進する。本来玉名の持つポテンシャルを活かしつつ、より早い新幹線周辺への民間活力の導入を行い、新しい玉名の顔として活性化を図る。
24	大分県	大分県	木の香る街づくり推進特区	大分県	地域木材を使用して建設する、防火地域・準防火地域以外の地域（延焼の恐れが少ない）における平屋ないし2階建ての大型建築物について、一定の防火性能等を有する場合の面積制限の緩和または大臣認定等の簡素化。（現行では、延べ床面積3,000㎡、学校にあっては2,000㎡を超える場合は大臣認定等によることとなっている）

第4次提案

1	群馬県	前橋市	拠点地区の自立したまちづくり特区	前橋・高崎地方拠点都市地域の前橋南部拠点地区(約126ha)	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づき、拠点地区に位置づけられた前橋南部地区の整備推進を図るため、農用地利用計画の変更に係る要件及び県知事同意を不要とし、また、農地転用の許可権限を全て市長に移譲し、転用要件を適用外とする。規制の特例導入後は関係各法に即した市独自の規定等を設定し、計画的な開発を進めながら市街化区域に編入していくことにより、地方拠点法の趣旨である地域の創意工夫を生かした一体的ななり、地域経済の活性化及び都市の発展を促す。
2		前橋市	土地区画整理事業施行区域内の図上分筆特区	前橋都市計画事業北部第三土地区画整理事業以下8地区内	土地区画整理事業の進捗に伴い法務局の公図に合った地形は失われるため分筆登記が出来ず、相続や売買等、土地の一部を所有権移転する場合、登記簿上、共有という不安定な権利関係が続くこととなり、円滑な土地利用の妨げとなっている。この課題を解消するため、登記申請に係る登記官の実地調査の省略とともに、公図或いは土地区画整理事業の現況測量図による「図上分筆登記」を可能とし、その結果、筆の確定と各々の権利関係が明確となるため、土地利用の増進が図られ、地域経済の活性化が期待できる。
3		伊勢崎市	オートレース発売窓口特区	市(市庁舎)	市民のレジャーとして、また、公益の増進を目的として開催しているオートレースの活性化を図るため、事業施行権を有する地方自治体である本市の庁舎内に勝車投票券自動発売機を設置し、新たなファン層の拡大及び売上高の増加を図る。現行の小型自動車競走法の基準にもとづく大規模な専用場外施設ではなく、利用者が短時間で勝車投票券を購入できる簡易型の車券発売施設として、市庁舎新館1階でオートレース勝車投票券の発売を行う。
4	埼玉県	川口市	商業振興特区	川口市	本市では、近年飲食店や各種チェーン店が出店するケースが増えつつあり、組合員の減少から商店街の法人化が難しくなっているが、少数の意欲ある商店街の法人化が行えるように、商店街振興組合法第6条(商店街振興組合の地区)及び第9条(商店街振興組合の設立)に規定される組合員の人数の緩和、並びに業種に飲食業を含むように緩和し、商業活動の活性化及び街づくりの推進を図るものである。
5	埼玉県	川口市	土地区画整理事業施行地区内における従前の形態のない土地の分合筆の特例	川口市内の土地区画整理事業施行地区内(市施行、組合施行の11地区)	土地区画整理事業施行地区内では、登記簿、公図と現実の土地利用が異なり、換地処分により換地が従前の土地とみなされることから、従前の土地ではなく、換地(仮換地)に着目して土地利用、取引が行われるのが現実であり、現実の土地取引にあたり障害となっている不動産登記法の特例を認めることで、事業地区内の土地の流動化と、金融機関の融資拡大、経済の活性化を図る。
6		秩父市	秩父市墓園整備特区	秩父市の全域	核家族化の進行と地域の高齢化の進行による墓所需要の増加に対し、既存墓所が埋葬数の限界に達し、盆地という居住地域特性のため需要に応えることが出来ない状況にある。これに対応するため、市有墓地の改良を行い埋葬数の大幅な増加を図り、将来的な需要に応えられる墓地を整備するとともに、墓園整備並びに墓園利用者の来園による経済効果の波及を図る。

7	埼玉県	越谷市	生産緑地活用特区	越谷市内の市街化区域	生産緑地指定地で公共事業による用地買収により、残地が m^2 以下になると生産緑地指定が解除となるが、規制緩和により、緑地の存続が図られ、将来の児童遊園やポケットパーク等の公園用地を担保し、ヒートアイランド現象の緩和や緑豊かで安全・快適な生活環境を残していきたい。
8		草加市	安心で便利な行政サービス特区 (都市公園を柔軟に活用する)	草加市内	草加市内の都市公園は総じて1園当りの公園面積は小さく、おのずと公園施設の配置も限られてしまう。そこで、一定の面積以下の都市公園に関して、公園施設に関する規制を緩和し、市町村独自のルールにより決定できるように提案する。例としては、都市公園法 第二章都市公園の設置及び管理に係る規定(公園施設の設置基準、占用、行為の禁止等)による規制を緩和し、自治体の条例等により定めるものとする。
9		草加市	安全で活力あるまちづくり特区 (健全地域づくり)	草加市	駅前周辺地域で風俗営業等を営む者が増加したことによる急激な歓楽街化は、近隣住民の健全な生活を脅かしている。現状の風俗営業等に関する規制は、建築基準法、風営法による規制のほか、同法の委任を受けた県条例によって行っているところである。当該提案は、県条例で定める規制を市の条例で定めることとし、風俗営業等に係る営業禁止や営業時間制限などの規制を具体的な地域に指定して行うことにより、適切に市民の健全な地域生活を保持するとともに、駅前の歓楽街化に歯止めをかけることを図るものである。
10		草加市	安全で活力あるまちづくり特区 (スーパーマーケット・コンビニ等の深夜営業を規制する)	草加市	草加市内の飲食店・スーパーマーケット等の深夜営業について草加市が是非を判断したい。草加市においても多くのスーパーマーケット等が営業時間延長を予定しているが、現行法の下では市は辛うじて意見を述べる事が出来るに止まり、地域の意見を十分に反映する機会がない。そこで、営業時間については全国一律ではなく地域の実態を踏まえ、草加市が判断したい。
11		草加市	安全で活力あるまちづくり特区 (道路事情にふさわしいマイカー利用を認める)	草加市	車両制限令によると4m道路の通行が許されるのは車幅1.75m以下の車両に限られており、この規定は、住宅地内の生活道路に大型のトラックや工事用車両が無秩序に流入することを防止するために非常に高い意義を持っている。しかし現在では、多くの市民がミニバンやSUVと呼ばれる全幅1.75m以上の普通自動車を所有しており、お互いに譲り合いながら道路を利用している。このため草加市においては、個人タクシーや介護用自動車、自家用乗用自動車に関しては車両制限令の適用を除外し、併せてその他の車両が生活道路に進入することを厳しく制限したい。
12		草加市	安全で活力あるまちづくり特区 (河川管理用地を活用する)	草加市	埼玉県の河川管理用地を草加市が管理することとなった場合、その用地の施設利用上の法規制等の関与も市に権限移譲していただきたい。例えば、埼玉県が整備する流域貯留施設について市が管理を条件に多目的広場として整備しているが、現在の法令の適用では、用途が限定されすぎており、草加市という首都に隣接する市街地には馴染まない。草加市は低平地であり、急激に河川が増水することや濁流が発生する事はない。草加市は公園面積が少なく、河川管理地の機能を阻害しない範囲で利活用を図りたい。

13	埼玉県	戸田市	美しい都市景観づくり推進特区	戸田市	戸田市は、平成11年度に「戸田市美しい都市づくりプラン」(戸田市都市景観基本計画)を策定し、景観条例の制定等、景観形成推進の事業を展開している。しかし、都市景観の要素の一つである屋外広告物を取り巻く状況は、膨大な違反件数、新形態の広告物の出現など多くの問題を抱えている。そこで、「戸田市美しい都市づくりプラン」に基づく一方策として、屋外広告物法上の規制の特例を受け、独自の条例を制定することにより、美しい都市景観づくりを推進する。
14		鳩ヶ谷市	土地区画整理事業における従前形態のない土地の分合筆の特例	鳩ヶ谷都市計画事業里土地区画整理事業	土地区画整理事業における形態の確認できない従前地の分合筆の特例措置について、公図調整図上での分合筆登記を法務局で認めることにより、土地区画整理事業による諸問題が解決され事業の効率化と円滑な土地取引が可能となるばかりではなく、相続時における物納も可能となる。これらのことから、土地売買の活性化と住宅建設の促進が図られ経済の活性化に大いに寄与する。
15		桶川市	土地区画整理事業施行地区区内における現地を調査測量した結果に基づかない土地の分筆の特例	桶川市内で現在、土地区画整理事業を施行している地区(計5地区)及び今後、土地区画整理事業の施行を始めた地区	特例とできる範囲を明確にするため、登記簿に具体的に適用範囲を記載できるようにした上で、地積測量図が実際に現地を測量した結果に基づいて作成されたものではないこともあり得る制度を設け、図上での分筆を認めることを目的とする。
16	千葉県	市川市	公園のコミュニティ活動促進特区	市内全域	面積2,500㎡以上の公園内の建ぺい率を2%から22%まで緩和することにより、地元自治会から要望の多い集会施設の設置を可能にするものである。
17		市川市	人にやさしい道づくり特区	JR市川駅、本八幡駅周辺地域 営団地下鉄東西線行徳駅、南行徳駅周辺地域 (駅周辺半径500m以内)	「路上駐輪場」は現在、道路付属物とは見なされてなく、道路上に設置することは違法となる。しかし、交通の支障のない道路区域における駐輪施設としての有効利用は、駅周辺の放置自転車対策には有効な方法である。よって、道路法を緩和し、駐輪施設を歩道上に設置することにより、自転車を決められた場所に集め、歩行者の安全な通行を確保する。
18		市川市	人にやさしいまちづくり特区	JR市川駅、本八幡駅周辺地域 営団地下鉄東西線行徳駅、南行徳駅周辺地域 (駅周辺半径500m以内)	道路管理者自らが、交通に支障を及ぼしている路上駐車車両に対し、注意、勧告、排除等を行うことにより、交通の円滑化と安全な車両通行の確保を図る。

19	東京都	千代田区	都市再生開発特区	都市再生特別地区等で指定された区域で、大規模建築物の更新や交通結節点等のインフラが更に集中した都心部エリアにおいて、現在の実情に合った駅前や広場の再整備が喫緊の課題となっている地区	交通結節点等における大規模建築物の更新に伴い、インフラ整備が必要となるエリアを「都市再生特別地区」に指定し、地方税法（都市計画税）の目的の緩和現在は都税となっている都市計画税の減免権を区に委譲するとともに、それに代わって区が課税する特区税を導入する 都市計画法・建築基準法の目的の緩和都市計画法及び建築基準法に基づく権限を特区の存する基礎的自治体に委譲し、特区内において適用する。
20		千代田区	立体道路整備特区<道路と建築物の立体的利用の更なる推進>		特区内において、道路法における立体道路制度の弾力的運用（必要要件となっている機能・条件の緩和）都市計画法及び建築基準法における道路に面する建築物制限の緩和（自動車専用道に限定されている規定の変更）
21		練馬区	練馬区農地活用特区	練馬区全域	既存の特區制度を活用し、NPO 法人等が農地を借受け、特定農地貸付けの主体となることを可能とする。加えて、当該特定農地貸付け主体となった土地所有者に限って、生産緑地法の「主たる従事者」の資格要件を緩和する。これにより、区内に多く残されている生産緑地が有効活用できるようになり、「農」への都市住民のニーズに応えると共に、地域コミュニティの育成など、地域の活性化という効果を生み出す。
22		江戸川区	江戸川区親水環境整備推進特区	江戸川区全域	江戸川区は、河川・水路等を貴重な環境資源として捉え親水公園として整備、「豊かな水辺の遊水都市」を目指してきた。これらは地域の魅力向上とともに環境負荷の小さな都市を構築し、ヒートアイランドを抑制する風の道として水と緑のネットワークを形成している。今後、都市施設の緑地等に指定し維持保全を図る予定だが、建築基準法の取扱いの違いにより、隣接敷地への高さ規制が厳しくなる。ついては、旧河川・水路等を整備した緑地等の取扱いを従前と同様とする特別区域の認定を受け、民間所有地の有効活用により地域経済の活性化を図る。
23	東京都	江戸川区	違法駐車対応事務の一部を受託できる特区	江戸川区全域 (特に各駅周辺)	刑法犯罪が増加している区内の警察事務軽減のため、当区は地方公共団体として、違法駐車取締事務の一部を受託し、警察監督下のもと「違反車両の特定および措置」(違反車両の移動命令、鍵付標章の取付けおよびレッカー移動等)ができる特区として提案申請する。
24		府中市	首都近郊都市まちづくり特区	府中市域	用途地域の都市計画の決定権限が都道府県にある三大都市圏の規制を緩和し、本市が用途地域の都市計画決定を行えるようにすることにより、地域の実情を十分に反映したまちづくりを機動的に行う。

25	神奈川県	小田原市	公共事業推進特区	小田原市	道路整備等公共事業を進める上で、建築後に用途地域が変更されたいわゆる既存不適格の建築物について再築ができないことから地権者の理解が得られず、事業進捗に支障が出るケースが出ている。そこで公共事業の進捗に大きく寄与するものに限っては既存不適格建築物の再築を認める。
26		小田原市	原動機付自転車標識自由化特区	小田原市	現在全国で一律に様式が統一されている自動車のナンバープレートのうち、市町村で発行している原動機付自転車の標識(ナンバープレート)については地域色のあるオリジナルデザインを認める。例えば小田原市は城下町であることから、城の形やシャチホコをイメージできるようなデザインとすることにより地域風景を創出できる上、原動機付自転車そのものに対する関心を喚起し、販売台数の増加にもつながる。
27		小田原市	安心・安全まちづくり特区	小田原市	都市計画法では市街化区域については少なくとも用途地域を定めなければならないとされているが、市が特に環境を守る必要があると判断した地域に限り、用途地域を定めずに市条例等で独自に規制することができるものとする。
28	福井県	勝山市	地域交通活性化・乗合タクシー運行特区	勝山市の全域(えちぜん鉄道(株)勝山駅と結節する市内の公共交通網)	現在の勝山市の公共交通は面的には全域をカバーしているが、乗車密度が低いにも拘わらず大型バスが運行されているなど、運行経費に見合う効果がない状態となっている。これを改善するため、乗車密度に応じて効率的な運行サービスを提供するため、乗合バスと一部競合する路線でも小型バスの投入や乗合タクシーの活用を路線ごとに選択し、導入する。
29	長野県	栄村	I P テレビによる難視聴解消特区	村内全域	難視聴地域で、その解消のため既存の法律に該当しない方法により、その地域内でテレビの再送信を行う場合は、次のいずれかの特例措置と、著作権法上の「有線放送」と見なす特例措置を講ずること。1 有線テレビジョン放送法の特例 2 電気通信役務利用放送法の特例 3 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の特例
30	岐阜県	多治見市	放置自転車リサイクル特区	多治見市放置自転車禁止区域	自転車放置禁止区域内に放置された自転車について、注意札や警告書で放置自転車と確認された場合において防犯登録等による所有者の照会を警察署に行う。自転車を保管場所に移動させると共に所有者へ引き取りの連絡を行い、保管する。引き取りのない自転車について、処分の告示を行う。3ヶ月14日間の保管後、状態のよいものを多治見市リサイクルプラザを利用し、修理を行い、市民に販売する。この際、防犯登録をすることを条件とする。また、レンタル自転車としても利用する。

31	静岡県	掛川市	交通事故防止特区	掛川市内	現在、信号機の設置は道路交通法第4条により県公安委員会が設置管理する権限を持っており、年間の設置件数は、県内29警察署の内1署当たり平均1~2基の設置しか認められていない。現在、掛川市で、県道・市道を含め信号機の設置要望の箇所は40基以上あり、その内半数は緊急的に必要と考えられる。したがって、信号機整備に関して道路管理者による整備が可能となるよう要望します。現状、交通安全施設の整備に関しては、その施設を二分し、それぞれ公安委員会と道路管理者によって整備が進められている。すなわち、公安委員会が信号機道路標識横断歩道実線表示図示表示を、道路管理者が歩道自転車道横断歩道地下横断歩道道路照明道路標識という分担である。本市の信号機整備については、設置要望に応えられず、交通危険箇所が年々増大している状況であるため、信号機整備に関し、公安委員会による整備のみならず、道路管理者による整備を加え、交通安全対策を推進したいと考えております。なお、設置に当たり公安委員会が、事前協議により速やかに設置許可をだしていただけるよう併せて規制緩和をお願いしたい。
32	愛知県	犬山市	犬山市城下町新生特区	犬山市中心市街地区域内	本市は、中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化基本計画を、地元住民等と共に作成し、『歩いて暮らせるまち歩いて巡るまち』をまちづくりのコンセプトとし、官民一体となった取り組みを行っているが、その実現には、歩いて行ける範囲での生活利便機能の充実、特に、生鮮食料品等商業機能の充実が不可欠である。このため、中心市街地内にある市土地開発公社保有地を活用して商業施設を誘致することで、中心市街地の活性化を推進しようとするものである。
33		犬山市	歩いて暮らせるまちづくり推進特区	犬山市中心市街地外縁部	本市は、中心市街地の活性化を図るため、『歩いて暮らせるまち』を目指して、官民一体となった取り組みを進めているが、その実現には、生活利便機能である商業機能を中心市街地(市街化区域)内には、小規模個店によるテナントミックス、その外縁部(市街化調整区域)には、大規模商業施設立地、というように、商業機能の形態・規模に合わせて計画的にすみ分けし、居住環境の向上と歴史的・文化的資産を活用した魅力ある町並み整備を一体的に推進しようとするものである。
34		犬山市	犬山市まちづくり(都市計画)推進特区	犬山市(都市計画区域内の市街化区域)	生活様式の多様化や車社会の進展に伴い、かつて、商業の中心であった中心市街地が現在は居住地に様変わりしつつあるなど、まちの土地利用形態は変化しつつある。その為、住民に最も身近な市町村自身が、こうしたまちの変化に対応しながら、地域の実状に合わせた用途地域を設定し、計画的なまちづくりを推進しようとするものである。
35	愛知県	新城市	新城市市民による市民のための市民の足特区	新城市全域	市町村自主運行バスとして市町村が借り上げる形で民間業者に運行依頼をする場合に限って、地域の個人が運行できるよう条件を緩和することにより、地域住民にとって身近な交通網の整備が可能となるとともに雇用機会の創出が図れる。
36		岩倉市	市街化区域編入拡大特区	市街化区域への拡大指定特区(別図参照)	市街化区域編入により、周辺地域を含めた土地の有効活用を図ることができる。また、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う遊休農地が増大している中、市街化に伴い、地域社会の経済活性化にも繋がり、持続的な発展が可能な都市構造、地域社会を構築することができる。

37	愛知県	春日町	はるひ田園遊水地機能活用特区構想	愛知県春日町大字下之郷地区	近年、春日町は、短時間の降雨等でも局地的に床下浸水等の被害が発生する。特に、恒常的に冠水する地区の住民からは水害防止対策を強く要請されている。田に面した道路の高上げ等を行うことで、水田の持つ雨水貯留機能を活用した遊水地対策を実施する。通常は、農地として利用するため、「地役権補償」を行う。課題は、地役権設定が、農地法第3条第3号で「国や都道府県である場合」に農業委員会の許可が不要とされているため、市町村も許可が不要となるように求めるものである。
38	大阪府	高槻市	放置自転車対策特区	高槻市全域	放置自転車対策として実施している撤去作業の対象に自動二輪車を加える。自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(自転車法)第2条に規定する「自転車等」の定義(自転車及び原動機付自転車)に自動二輪車を加える。
39	兵庫県	尼崎市	公共駐車場経営改善特区	尼崎市	阪神尼崎駅前駐車場の活性化等を図るため、地域のニーズ等に鑑み、道路整備特別措置法に基づき整備した駐車場であっても「保管場所」としての利用を可能とする(車庫証明の発行を可能にする)、指定管理者制度を活用できるようにし、民間のノウハウ等を活用した効率的な運営を行っていく。
40		尼崎市	尼崎競艇場アドミッション・インベーション特区	尼崎市	直接目で見て、肌で感じることのできる“競艇場の魅力”を体感していただくことに重点をおき、特区を活用し以下の入場に関する制度等の改革を行い新たなファンの確保など尼崎競艇場の活性化促進を図っていくこととする。入場料徴収義務の撤廃(モーターボート競走法第7条)○入場者に対する賞品額拡大(公正取引委員会告示第3号)○施行者からファン等へ舟券の提供(モーターボート競走法第9条)
41	兵庫県	洲本市	本四道路パークアンドライド特区	本州四国連絡道路沿線地域	本四公団の業務の範囲は、本四公団法第29条で定められており、その管理用地の賃貸は認められない。また、道路と認定されている土地では道路法第32条の制限があり駐車場の整備はできない。そこで、両法条を弾力的に運用し、本四公団による管理用地の賃貸借と、道路と認定されていても実際には交通の用に供されていない土地での駐車場による道路の占用を可能にする。これにより、初期投資を抑えて収容能力が高く乗り換えに便利な駐車場を整備し、パークアンドライドの利便性を向上させる。
42		川西市、全国市町村再開発連絡協議会	市街地再整備特区	重点密集市街地、駅前等交通要衝地において再整備事業を実施する地区(重点密集市街地の中の一定区域内において行う密集住宅市街地整備促進事業等、並びに駅前等交通結節点	密集市街地・駅前等の再整備に緊急に取り組むことを目的に、再整備事業に要する市の財源として、事業実施後の税収増を償還財源として資金を借り入れ、事業を行う制度を導入する。 における市街地再開発事業及びこれと一体的に行う関連公共施設等整備)

43	徳島県	上勝町	電動キックボードを軽車両として環境改善特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	スイス、チェルマツ村のように町から排気ガスをなくすことが理想であり、排気ガスを減少させるには大型車よりも小型車、オートバイよりも電動機自転車の利用を推進したい。環境保全を求める自治体にあつては、電動車椅子と電動自転車に加え、電動キックボードも同様に環境に優しい安全な普及機種と位置付け、電動キックボードを通常の軽車両扱いとする。
44		上勝町	タクシー営業許可における最低車両数規制の緩和特区	徳島県勝浦郡上勝町の全域	人口 2,000 人の上勝町は徳島市から 40km も離れているのに徳島市部地区とされ、徳島市内と同様に 5 台以上の車両配置が求められ、高松市近郊の人口 6,700 人規模の町でも 2 台で営業できている。この制度のままでは上勝町のような過疎地では営業ができないため、人口規模による市町村ごとの台数を積算し設定する制度へと根本から改めるなどにより、平等に営業が許可される制度とされたい。
45	香川県	高松市	農地転用手続特区	高松市の区域の一部(線引き制度廃止後の旧市街化区域)	都市計画法、建築基準法の一部が改正され、地域の実情に応じたまちづくりが行えるようになったことを受け、都市計画区域を拡大・再編し、線引き制度の廃止に合わせ、新たな土地利用コントロール制度の導入を検討している。これまで農地転用許可の手続きは、農地法により市街化区域は届出としてきたが、新制度の導入で線引き制度が廃止になり、市全域が許可制に変更される。そこで、市街化も相当進行している旧市街化区域については、これまでの実績を考慮し、届出とするよう、特例を設ける。
46	佐賀県	鳥栖市	道路広告特区	鳥栖市	「人にやさしいまちづくり事業」の一環として市道の歩道段差解消や点字ブロックの設置等を進めている。今回の提案は特区域内で道路法第 32 条における占用許可物件への道路面広告の追加及び同法第 33 条占用許可基準の緩和により道路面の広告媒体使用が可能になり、路面の一定区画を占用料を徴して民間に提供し歩行者特に障害者等さらには国際化に伴う外国人等に対する交通安全案内サービスを民間広告と併用して実施し、人にやさしい道路の整備促進を行う。またあわせて、広告物の適正管理を実施し道路管理、環境整備を推進する。
47	長崎県	長崎市	下水道管の設置を目的とした河川敷地の占用許可柔軟化	長崎市内の河川の管理用通路	現行の河川敷地占用準則で、「河川敷地占用は、原則として河川の縦断方向に設けないこと」となっているが、掘込河川で護岸が堅固な構造物で築造されている箇所は河川管理用通路について、下水道管を布設できるのであれば、工事費の節減、下水道の普及による周辺環境の向上、ひいては、河川環境の向上にも効果があると思われる。
48	福島県	会津若松市	第三セクター鉄道活性化特区	福島県会津若松市全域	旅行業法に定める営業保証金の最低額を引き下げることで、経営状況が厳しく資金力の乏しい第三セクター鉄道が国内旅行を主催できる第 2 種旅行業免許を取得できるようになり、沿線地域の観光資源を活かした鉄道事業者ならではの旅行商品を企画・販売することで、第三セクター鉄道の経営の安定化が図られるとともに、沿線の交流人口が拡大し地域の活性化に繋がる。

49	神奈川県	横浜市	文化芸術創造交流特区	都心臨海部(横浜駅周辺地区、みなとみらい21 地区、関内地区、山下地区)	開港都市としての歴史や文化、水際線など、横浜の独自性を活かし、文化芸術、観光の振興による都心臨海部の活性化を図るため、文化芸術関連産業の振興や人材の育成、イベントの開催、歴史的建築物等の利用促進、映画等における資金調達が多様化を図るための特例措置を導入する。これにより、創造力あふれる個性的なまちづくりを推進し、市民、企業、NPO、観光客等多様な人々の交流を促進するとともに、文化芸術に関連する産業の誘致や新産業の創出を図り、都心の再生を図る。
50		横浜市	みなとの賑わい特区	横浜市鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区及び金沢区の全域	2 地点間以上を結ぶ航路には、一般旅客定期航路事業の許可が必要となりますが、新規航路の開設にあたっては、需要予測、採算性など不確定な要素が多いことから、運航事業者としては、相当の事業リスクを負っての判断が求められます。そこで、横浜港内において、既に一般旅客定期航路を実施している事業者を対象に、試験運行に限って一般旅客定期航路事業における「許可」を「届出」に緩和することで、より多くの水上交通ルートを実現化し臨海部の活性化を図ります。
51	兵庫県	兵庫県、西脇市、中町、加美町、八千代町、黒田庄町	北はりまツーリズム特区	西脇市、中町、加美町、八千代町、黒田庄町の全域	地域全体を観光資源(登録資源:202) とする「北はりま田園空間博物館」について、運営主体であるNPO 法人等が展示物(サテライト) を巡る旅行を企画、実施する場合は、旅行業法の適用除外とする。また、サテライトに登録された道の駅、宿泊施設等において地域の多様な特産品である酒類を販売できるよう一般酒類小売業免許の要件緩和等を図る。加えて、中山間地域の特色を生かした市民農園をNPO 法人等が営むことを容認するとともに、農家民宿及び宿泊者に対する濁酒の提供により宿泊サービスの向上を図り、観光客を誘致する。
52		兵庫県、篠山市、柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町	たんばツーリズム特区	篠山市・柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町の全域	旅行需要の喚起と地域の活性化を図るための商工会が行う旅行業について、旅行業法の適用除外と商工会法の緩和を行う。
53	山口県	光市	シーサイドウォーク・ひかり海の公園特区	光市虹ヶ浜区域(瀬戸内海国立公園の一部)	虹ヶ浜海岸は瀬戸内海国立公園特別地域に指定され、西日本屈指の自然海岸として夏季には多くの海水浴客で賑わうが、近年、浴客が減少し、地域経済への影響も懸念されていることから、集客向上による地域活性化対策が急務とされている。このようなことから、自然公園法等に規定される許可権限を市長に与え、地域特性を活かした海浜の高度利活用を図るとともに、交流人口の増加による地域経済の活性化を促進するため、独自の判断で海浜地域を総合的にリニューアルできるようにしたい。

54	千葉県	市川市	住工混在防止特区	工業地域、準工業地域（鬼高小、信篤小、新井小学校の通学区域内）	工業地域、準工業地域は、本来工業の利便の増進を図る地域である。しかしながら、この工業地域、準工業地域のうち、特に鬼高小、信篤小、新井小学校通学区域内においては、企業移転跡地等で共同住宅が建築され、義務教育施設等の公共施設の整備に影響を及ぼしている。そこで、共同住宅の建築を抑制し、なおかつ企業の立地環境を維持し、雇用を確保するとともに住工混在の防止を図り、新たな企業の進出が可能となるような環境整備を目的として提案するものである。
55	愛知県	豊川市	産業活性化特区	市内工業専用地域内	地域の特色を活かした産業の活性化を図るため、市街化区域内の工業専用地域内における物品販売業を営む店舗又は飲食店の建築の規制を緩和し、工業専用地域を整備する特区。

3 都市再生分野認定特区

第2回認定

NO	都道府県	提案団体名	特区構想名称	特区区域	概要	規制の特例措置	特例番号
1	栃木県	栃木県	宇都宮にぎわい特区	宇都宮市の区域の一部(都心部地区及びJR宇都宮駅西口地	宇都宮の中心市街地において、大店立地法の手続きを簡素化することで、集客の核である大型店の空き店舗状態の解消を図り、中心商業地の賑わいを回復する。	・中心市街地における商業の活性化(大規模小売店舗法の特例)	

第3回認定

1	福島県	郡山市	郡山市中心市街地駐車場運営特区	郡山市の区域の一部(駐車場整備地区)	当市の中心市街地である郡山駅西口地区は、地域の物流、交通の拠点としての役割を担っている。多様化する中心市街地の駐車需要に対しては、迅速かつ柔軟な駐車場運営により対応する必要があり、本特区により、市営駐車場が地域の実情にあった特別料金を設定することで、駐車場の有効活用と、中心市街地の利便性向上を図る。	・駐車場料金の設定・変更手続きの容易化	1211
---	-----	-----	-----------------	--------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	------

2	岐阜県	岐阜県	美しいひだ・みの景観特区	高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市及び瑞穂市並びに岐阜県可児郡御嵩町の区域の一部	美観風致の維持・公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物法第7条で定める要件に従い、市町において違反広告物を簡易除却しているが、要件に当てはまらないため簡易除却ができず、路上に放置されている違反広告物が多く、街の美観を損ねている。当該特区を設定することにより、要件の緩和及び除却物件の拡大が図られ、実効性のある簡易除却が実施されることにより、違反広告物の減少、良好な景観形成並びに住民の意識高揚及び景観形成に向けた活動を促進する。	・条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大	1209
3	岐阜県	岐阜県、岐阜市	岐阜市中心商店街再生特区	岐阜市の区域の一部(柳ヶ瀬地区及び駅前地区)	当該区域では、モータリゼーションの進展や長引く不況により、歩行者通行量の減少、空き店舗の増加、大型店の閉店が相次いでいる。こうした衰退傾向に歯止めをかけ、魅力ある中心市街地を目指すため、岐阜市では大規模小売店舗立地法の特例により手続き期間を短縮し、手続きを簡素化することで、駅前再開発を核とした商業核の誘導、商店街の企画力向上と賑わいの創出を図る。	・中心市街地における商業の活性化(大規模小売店舗立地法の特例)	1102
4	岐阜県	岐阜市	岐阜市きれい・すっきり簡易除却モデル特区	岐阜市の区域の一部	美観風致の維持・公衆の安全確保のために、屋外広告物法に定める要件に従い違反広告物を簡易除却しているが、要件に当てはまらないため簡易除却ができず、路上に放置されているものが少なからずある。岐阜市内でも、特に美観風致の維持・公衆の安全確保が必要な地域の簡易除却対象を拡大することによって、路上に放置されている違反広告物を全て簡易除却することができるようにし、景観を良好に整備するとともに、住民や来岐者に対して岐阜市のモデル的な取り組みを発信する。	・条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大	1209
5	岐阜県	岐阜市	岐阜市駐車場運営特区	岐阜市の区域の一部(岐阜駅北地区)	JR岐阜駅北口の岐阜市駅西駐車場では、周辺民間開発による駐車需要の増加が見込まれ、開発事業の進捗状況に応じて利用者の求めている多様な料金制度や各種サービスをスピーディーに実施することにより、駐車場利用者へのサービスの拡大と地域全体への来訪者の利便性の向上、さらには周辺地域における民間開発事業の促進を目指す。	・駐車場料金の設定・変更手続きの容易化	1211

6	奈良県	奈良県	ふるさと「なら」屋外広告物美観風致維持特区	ち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中層住居専用地域、第二種中層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区	本県では本年度から、「ふるさと「なら」景観づくり事業」として総合的な景観形成への取り組みを推進している。そのなかで景観を阻害する違反広告物対策は緊急の課題と位置付けており、管理されていない広告物の簡易除却の導入により、古都「なら」にふさわしい良好な広告景観の形成を図ることにより、歴史文化自然を生かした地域づくりを推進する。	・条例違反の屋外広告物除却の迅速化	1209
7	奈良県	奈良市	奈良市屋外広告景観維持特区	奈良市の区域の一部	平成14年度より奈良市屋外広告物条例を施行し、古都奈良の屋外広告景観の保全を推進している。本市は、第1種、第2種低層住居専用地域の多い住宅都市であるとともに、歴史都市として、風致地区、歴史的風土保存地区等、風致景観を保全する区域も多く、簡易な違反広告物対策が必要であることから、違反広告物の簡易除却を行うものとする。	・条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大	1209
8	岡山県	倉敷市	くらしき広告景観特区	倉敷市の区域の一部	阻害となっている。現行法の簡易除却措置では、現在の広告媒体の多様化に十分な対応が困難である。しかし、当該特例措置	・条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大	1209
9	愛媛県	松山市	松山市観て歩いて暮せるまちづくり交通特区	松山市の区域の一部(中心市街地、道後地区及び三津地区)	『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくりを進める本市では、中心市街地等において総合的なまちづくりを行うために、交通規制を含めた総合的なまちづくりの計画を立て、回遊性を高める交通体系を実現するとともに、環境に配慮した人にやさしい交通体系の実現を目指す。	・地域参加型のまちづくり計画に基づく交通規制の実施	102